

網走市
障がい者福祉計画（ハートプランⅧ）
並びに障がい福祉計画

障害者基本法に基づく第7次障がい者福祉計画
障害者総合支援法に基づく第7期障がい福祉計画
（児童福祉法に基づく第3期障がい児福祉計画）

令和6年3月
網 走 市



は じ め に

網走市のまちづくりの長期指針となる「総合計画」では、障がいがある人が、地域の中で共に暮らせる社会の実現には、自立した生活の支援や適切なサービスの提供、社会参加の拡大、就労支援等に加え、障がいに対する差別、偏見をなくし、理解を深めることが大切であるとの認識のもと、障がい者福祉の基本方針を『障がいの有無に関わらず、誰もが生きがいをもって暮らせるまちを目指します』としています。

また、国は、高齢化や人口減少社会の中で、高齢者、障がい者、子どもなどの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「共生型社会」の実現に向けた取り組みを展開しています。

網走市におきましても、「総合計画」の戦略版と位置付けられる「網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つとして「誰もが活躍し、安心して暮らすことができる時代にあった共生型地域社会づくり」を掲げていますが、この目標を実現するためにも、障がいに対する偏見や障がいがある人に対する差別を解消し、障がいがある人となない人が同じく平等な社会生活を送れるよう社会的な障壁を取り除くことが何より重要であると考えています。

こうした中で、障がい者施策の指針と今後の具体的な取り組みを明らかにするため、新たに第7次網走市障がい者福祉計画（ハートプランⅧ）並びに第7期障がい福祉計画、そして第3期障がい児福祉計画を策定いたしました。

今後は、この計画を基本に、様々な情勢や制度改正に的確に対応するとともに、その時々課題に必要な施策を充実し、障がい者福祉の推進を図って参ります。

市民の皆様のさらなるご協力とご理解をお願い申し上げ、計画策定にあたってのご挨拶といたします。

令和6年3月

網走市長 水 谷 洋 一

目 次

第1部 序論.....	1
第1章 計画の概要	1
第1項 計画策定の趣旨	1
第2項 計画の対象	2
第3項 計画の位置付け	3
第4項 計画期間	3
第5項 計画の策定体制	4
第6項 計画の背景（近年の国の障がい者施策の変遷）	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	8
第1項 人口・世帯	8
第2項 障がい者などの人数	9
（1）身体障がい	9
（2）知的障がい	9
（3）精神障がい	10
（4）難病、発達障がい、高次脳機能障がい	11
第3項 障がい者を支える地域の状況	12
（1）保育、教育環境	12
（2）雇用環境	13
（3）団体活動	14
（4）相談体制	14
（5）網走市障がい者自立支援協議会	15
第2部 障がい者福祉計画（障がい児福祉計画）	16
第1章 計画の方針	16
第1項 基本理念（障がい者施策の基本的な考え方）	16
第2項 5つの方針と施策体系	18
第3項 計画の推進	19
第2章 施策の展開	20
方針1 お互いを知り、高め合うまちへ	20
1-1 障がいの理解促進と人権尊重、差別解消の推進	20
1-2 相談支援と情報の共有、サービス等の情報提供の充実	24
方針2 地域で支え合い、安心をつくるまちへ	27
2-1 地域福祉と生活支援の充実	27
2-2 保健事業と医療体制の充実	30
2-3 外出しやすい環境と地域安全対策の充実	31
方針3 みんなが活躍できるまちへ	34
3-1 障がいがある方の就労支援	34
3-2 障がいがある方の社会参加、文化・スポーツ活動の支援	36
方針4 みんなが通じ合うまちへ	38
4-1 網走市手話言語条例に基づく施策の推進	38
4-2 意思疎通支援の推進	39

方針5 子どもと家族が安心して暮らせるまちへ	41
5-1 早期の「気づき」と一貫した支援体制の充実	41
5-2 保育と教育の充実と関係機関の連携	43
5-3 医療を必要とする在宅重度障がい児（者）への支援	44
第3部 障がい福祉計画（障がい児福祉計画）	46
第1章 計画の基本事項	46
第1項 計画の指針	46
第2項 令和8年度の目標	49
第3項 円滑な実施のための方策	54
第2章 障がい福祉サービス	55
第1項 訪問系サービス	56
第2項 日中活動系サービス	57
(1) 生活介護	57
(2) 自立訓練	57
(3) 就労選択支援	57
(4) 就労移行支援	58
(5) 就労継続支援	58
(6) 就労定着支援	58
(7) 短期入所	59
(8) 療養介護	59
第3項 居住系サービス	59
(1) 共同生活援助（グループホーム）	59
(2) 施設入所支援	60
第4項 相談支援、その他サービス	60
(1) 相談支援	60
(2) その他サービス	61
第5項 児童福祉法に基づくサービス等	61
(1) 児童通所支援	61
(2) 障がい児相談支援	62
(3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制確保	62
第3章 地域生活支援事業	63
第1項 必須事業	64
第2項 任意事業	69
第4部 参考資料	70
網走市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	70

「障がい」のひらがな表記について

本計画では、障がいの「害」という漢字が否定的な印象を与える可能性を考慮し、法令や固有の名称以外は、すべてひらがな表記としています。

第1部 序論

第1章 計画の概要

第1項 計画策定の趣旨

【平成10年度「ハートプラン」策定…市独自の障がい者施策を展開】

網走市（以下、本市という。）では、平成10年度策定の「網走市障がい者福祉計画＜ハートプラン＞」を皮切りに、精神障がい者保健福祉制度の道からの事務移譲（平成14年度）、作業所の法定通所授産施設への移行（平成14年度）、障がい者の活動拠点である「福祉の店さんぽ」の開設（平成16年）、網走市ふれあい活動センターの開設（平成17年）など、本市の実情に即した独自の障がい者施策を進めてきました。

【平成18年度「ハートプランⅡ」「障がい福祉計画」策定から3年に1度の改定】

平成18年度からの障害者自立支援法施行を受けて、それまでの「ハートプラン」を全面的に見直し、「網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅡ＞並びに障がい福祉計画」を平成18年度に策定、新たな制度での障がい者施策と福祉サービスの基盤整備に努めてきました。

平成20年度には計画の一部改定を行い、新たな「第2次網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅢ＞並びに第2期障がい福祉計画」に基づく障がい者施策を推進しています。

平成23年度には、改正された障害者基本法の下、“誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」”に向けて、本市の障がい者を取り巻く現状を踏まえ、「第3次網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅣ＞並びに第3期障がい福祉計画」を策定しました。

平成26年度には、前計画の基本理念である「だれもが生きるよろこびを感じる自立と共生のまち 網走」及び3つの基本方針「お互いを認め合うまちへ」「地域で支え合うまちへ」「みんなが活動できるまちへ」を継承したうえで、必要な改定を加えて第4次網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅤ＞並びに第4期障がい福祉計画」を策定しました。

平成29年度には、本市の最上位計画である「網走市総合計画」の政策目標を念頭に置き、平成28年4月の障害者差別解消法施行以降の本市の現状に鑑み、前計画の基本理念を一部修正し「だれもが生きるよろこびを感じ、障がいのある人もない人も共に暮らせるまち 網走」とし、3つの基本方針「お互いを認め合うまちへ」「地域で支え合うまちへ」「みんなが活動できるまちへ」を継承した上で、「障がい者福祉計画（ハートプランⅥ）」を策定しました。加えて、平成30年4月に施行された改正児童福祉法によりその策定が義務付けられた「障がい児福祉計画」については、「障がい者福祉計画（ハートプランⅥ）」に包含するものとして、基本理念に「育ちに支援が必要な子どもたちが、健やかに暮らせるまち 網走」を加えております。また、第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）については、国の指針及び本市の現状に則り策定しました。

さらに令和2年度には、本市の最上位計画である「網走市総合計画」及び令和2年3月に策定された「第2期網走市地域福祉計画」等、本市の各種計画内容との整合性を図るために、前計画の基本理念や方針の変更を行うとともに、平成31年4月1日に施行した「網走市手話言語条例」

第5条の規定に基づく方針を新設し、「手話の普及に関する施策」を掲載し上で、「障がい者福祉計画（ハートプランⅦ）」を策定しました。加えて、「障がい児福祉計画」については、「障がい者福祉計画（ハートプランⅦ）」に包含するものとして、第2期網走市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に沿って、基本理念に「子どもと家族が安心して暮らせるまちへ」を加えております。また、第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）については、国の指針及び本市の現状に則り策定しました。

【本計画「ハートプランⅧ」「第7期障がい福祉計画」（第3期障がい児福祉計画）の策定】

今回の「障がい者福祉計画（ハートプランⅧ）」の策定にあたっては、本市の最上位計画である「網走市総合計画」及び「第2期網走市地域福祉計画」等、本市の各種計画の期間内であり、新計画にあっても計画の継続性が必要であることから、前計画の基本理念を継承し、また、法改正等社会情勢の変化や第6次計画の総括作業からの到達点及び障がいがある方等へのアンケートの結果や関係者などからの意見等を考慮し、基本方針の一部を変更した上で、具体的項目の加筆・削除・修正を行う形で計画の策定を行いました。前計画と同様に、児童福祉法によりその策定が義務付けられた「障がい児福祉計画」については、「障がい者福祉計画（ハートプランⅧ）」に包含するものとしております。

また、第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）については、国の指針及び本市の現状に則り策定を行いました。

本計画の推進にあたっては「網走市総合計画」をはじめ、地域福祉計画、健康づくりプラン、自殺対策行動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画など、関連する諸計画と連携していきます。

第 2 項 計画の対象

- 本計画は、障害者基本法に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいおよび社会的障壁（生活上の障壁となる事物・制度・慣行・観念そのほか一切のもの）により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人（18歳未満の障がい児を含む）とします。
- 上記を具体的な状態でいうと、障がい者手帳を所持している人のほか、難病、発達障がい（自閉症（注¹）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）（注²）、学習障がい（LD）（注³）などを含む）、高次脳機能障がいの状態にある人などがこれにあたります。

注¹ 自閉症は、先天性の脳機能障がいと原因と考えられており、おおむね3歳までに言葉の発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる、同じ動作を繰り返す、といった症状がみられる。

注² 注意欠陥多動性障がい（AD／HD）は、おおむね7歳までに注意持続の欠如（同じ間違いを繰り返す）、年齢や発達レベルに見合わない多動性（おしゃべりが止まらない、待つことができずにうろうろする）、衝動性（約束や決まり事を守れない、いらいらしてしまう）、といった症状がみられる。原因はわかっていない。

注³ 学習障がい（LD）は、全般的な知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど、特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されている。

- なお、本計画で表記する「障がい者」「障がいがある方」には、断り書きのある場合をのぞいて、これらの人をすべて含みます。

第3項 計画の位置付け

- 第7次障がい者福祉計画（ハートプランⅧ）は、障害者基本法第11条に定められた「市町村障害者計画」（計画期間の規定なし）として、本市の障がい者施策の基本指針となるものです。
- 第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に定められた「市町村障害福祉計画」（計画期間は3年を1期とする）として、同法同条第2項の規定に基づく、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供に関する事項について示すものです。
- 児童福祉法第33条の20に定められた「第3期障がい児福祉計画」は、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供に関する事項を示すものですが、本市においては、支援が必要な子どもに対し、幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援を進めるために第7次障がい者福祉計画（ハートプランⅧ）、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を包含し、策定することとします。
- それぞれの計画が相互に補完する関係であることを考慮し、本市では第7次障がい者福祉計画及び第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画を含む）の計画期間を合わせ一体的に策定するものです。
- なお、障がい者施策と介護保険制度に共通するサービスについては、介護保険の対象となる40歳以上の要介護認定者に対しては介護保険制度が優先され、介護保険制度を適用されない場合は障がい者施策の対象となります。

第4項 計画期間

- それぞれの計画が相互に補完する関係であることを考慮し、「障害者福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年5月19日こども家庭庁、厚生労働省告示第1号）」（以下「基本指針」という。）に基づき、令和6年度～令和8年度の3年間とします。
- 本計画期間内においても、障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21並びに様々な状況の変化に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行う場合もあります。

図表-1. 計画期間



第5項 計画の策定体制

- 障がい者団体、関係行政機関、障がい福祉サービス事業所などで構成される網走市障がい者自立支援協議会委員に委嘱した『「網走市障がい者福祉計画策定委員会」内の部会』（以下「部会」という。）で「網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅦ＞」の総括・達成度等について協議を行いました。
- 障がい者団体等から「網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅦ＞」の総括・達成度等に対する意見聴取を行いました。
- 庁内関連部署に対し「網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅦ＞」に基づく事業実績等の調査を実施しました。
- 市内の障がい者を対象にアンケートを実施し、本市の障がい者を取り巻く現状、支援やサービス提供に関する要望の調査を行いました。

- 聴覚に障がいがある方や網走市登録手話通訳者との意見交換により、手話言語条例に基づく施策の検討を行いました。
- 庁内関連部署調査の結果、部会での協議結果及びアンケート調査の結果に基づき、部会において「網走市障がい者福祉計画＜ハートプランⅧ＞」の内容等について協議を行いました。
- 第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）については、基本指針及び第6期計画の実施状況、加えて地域におけるニーズ等を踏まえ、今後3年間のサービス量の見込み等について本市において検討を行いました。
- こうした作業の結果をもとに「網走市障がい者福祉計画策定委員会」において、計画内容の審議を行いました。

第6項 計画の背景（近年の国の障がい者施策の変遷）

【障がい福祉サービスに関する法制度等の変革】

この間国においては、社会福祉に関する法制度について「社会福祉基礎構造改革」が行われ、サービス利用者と提供者との対等な関係の確立、多様なサービス提供者の参加の促進、競争原理によるサービスの質と効率の向上、が進められました。この改革により、平成15年には、支援費制度が施行され、従来の措置制度からの転換により、利用者の自己決定と選択が重視されることとなりました。しかし、この支援費制度により、障がい種別のサービス格差、サービス水準の地域格差や財源問題が生じ、この問題に対応するために、平成18年に「障害者自立支援法」が施行されました。この障害者自立支援法の施行により、障がいの種別にかかわらず、必要なサービスを利用する仕組みが一元化されるとともに、施設・事業体系が再編されましたが、利用者負担をはじめ様々な問題が生じることとなり、当事者委員が半数以上を占める「障がい者制度改革推進会議」での議論を経て、平成24年には「障害者総合支援法」に改正されました。障害者総合支援法では、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げられました。加えて、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し（難病患者が障がい者福祉の対象となる）や障がい者等に対する支援の拡充を行い、「障害福祉計画」については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、「障害福祉計画」を変更すること、などを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされました。ただし、障がい福祉サービスの体系は障害者自立支援法の制度体系とほぼ変わらないこともあり、その後、国の社会保障制度審議会（障害者部会）における議論を経て法改正が行われており、令和4年に成立した「改正障害者総合支援法」「改正児童福祉法」「改正精神保健福祉法」は、一部を除き、令和5年4月に施行されました。この改正では、障がいがある方が希望する生活を実現するための地域生活・就労支援の強化や子育て世帯に対する包括的な支援の拡充が図られました。

【障害者差別解消法の成立の経緯】

平成19年、国は国連の「障害者の権利に関する条約」に署名しました。そして、条約批准のための国内の法制度の再整備に向けて、平成21年、内閣府に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、同会議の議論を経て、平成23年8月、「改正障害者基本法」が公布・施行されました。改正の大きなポイントは「障がい者の努力や治療によって障がいを軽減して障壁や差別をなくす（個人モデル、または医学モデル）」という従来の考え方から、「社会によって作られた障壁や差別は社会のしくみ自体を変えることによって解消する（社会モデル、またはソーシャルインクルージョン）」という国際的な人権確保方針に従い、「すべての障がい者は、障がいがない人と同じく、基本的人権を有する個人として尊重され、地域の一員としてともに生活する」という『共生社会の理念』が強く打ち出されたことです。

同じく平成23年に「障害者虐待防止法」が成立（平成24年10月1日施行）しました。これにより、障がい者の虐待防止に対して国と自治体の責務が定められるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」を含め、児童、高齢者、障がい者を対象にした虐待防止法が整備されました。

加えて、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が成立し、平成28年4月から施行されました。同法では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。これら一連の法整備を経て、平成26年1月には「障害者権利条約」が正式に批准されました。

【障がい者福祉をめぐる今日的課題】

国の「障害保健福祉施策」では、障がい者及び障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、各種の制度整備が行われてきました。

この共生社会を実現するためには、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、障がいがある方を差別や排除から解放し、「障がいがある方のため」ではなく「障がいがある方とともに」暮らし、生きがいを創り、高めあうことが必要となります。

こうした中で重要となるのは、障がいがある方の「自己決定」の尊重と「意思決定」への支援です。先述の【障がい福祉サービスに関する法制度等の変革】において述べたとおり、障害者総合支援法では、障がいがある方が、希望する生活を実現するための地域生活・就労支援の強化や子育て世帯に対する包括的な支援の拡充が図られました。しかし、意思決定支援はサービス提供の場面のみならず、生活全般に関わるものです。日本知的障害者福祉協会が示してる意思決定支援の定義は「障がい者本人の意思が形成されるために、理解できる形で情報提供と経験や体験の機会の提供による『意思形成支援』、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取る『意思表出支援』を前提に生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、保護の客体から権利の主体へと生き方の転換を図るための支援」とされています。

障がいがある方が自立した日常生活や地域生活のためには、こうした意思決定支援の定義に基づく支援を充実が必要となりますが、その主体となるものが「相談支援」です。国は、相談支援体制に関して、「計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組み」の構築を求めています。そうした体制を構築した上

で、障がいがある方の「自らの意思に基づく」自立と社会参加の機会を保障していく必要があります。

また、障がい児や支援を必要とする児童等については、こども基本法において、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保証される」と規定されていることに加え、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。さらに同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児や支援を必要とする児童等及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

今後はこうした考えに基づき、乳幼児期から学卒、そして地域生活・社会生活に至る様々な場面において、障がいがある方のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤の整備、情報の提供、さらには権利擁護や障がいへの理解促進などの障がい福祉施策の充実が必要です。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第1項 人口・世帯

- 本市の総人口は減少が続き、令和5年に33,425人となっています。
- 世帯数も減少傾向にあり、令和5年には18,046世帯となっています。
- 1世帯あたりの人員も減少傾向にあり、令和5年には1.85人となっています。

図表-1. 人口・世帯数の推移

		平成30年 住基台帳	平成31年 住基台帳	令和2年 国勢調査	令和3年 住基台帳	令和4年 住基台帳	令和5年 住基台帳
総人口	人	36,322	35,704	35,759	34,630	34,011	33,425
世帯数	世帯	18,324	18,243	17,253	18,219	18,125	18,046
1世帯あたり人数	人	1.98	1.96	2.07	1.90	1.88	1.85

(「国勢調査」＝10月1日、「住基台帳(外国人を含む)」＝各年1月1日現在)

- 年齢3区分別人口の構成割合をみると、年少人口(14歳以下)の割合は徐々に低下し、生産年齢人口(15歳以上64歳以下)の割合も低下傾向にあります。
- 一方で、老年人口(65歳以上)は増加しています。それに伴い、高齢化率(総人口に占める老年人口割合)も年々上昇し、令和5年には33.3%となっており、北海道全体(32.5%)の割合と同様に増加傾向となっています。

図表-2. 年齢3区分別人口の推移

		平成30年 住基台帳	平成31年 住基台帳	令和2年 国勢調査	令和3年 住基台帳	令和4年 住基台帳	令和5年 住基台帳
年少人口 (0～14歳)	人	4,214	4,049	3,731	3,717	3,538	3,402
	%	11.6	11.3	10.4	10.7	10.4	10.2
生産年齢人口 (15～64歳)	人	21,106	20,566	20,405	19,692	19,258	18,903
	%	58.1	57.6	57.1	56.9	56.6	56.6
老年人口 (65歳以上)	人	11,002	11,089	11,259	11,221	11,215	11,120
	%	30.3	31.1	31.5	32.4	33.0	33.3

(「国勢調査」＝10月1日、「住基台帳(外国人を含む)」＝各年1月1日現在)

(R2国勢調査は「年齢不詳＝364人」を除く)

第2項 障がい者などの人数

(1) 身体障がい

- 身体障害者手帳所持者数は、前計画期間開始時点令和2年度末の1,465人から減少傾向にあり、令和4年度末（令和5年3月末）は1,424人となっています。
- 人口に占める割合は、令和2年度末の4.33%となっており、令和4年度末の4.34%とほぼ同様の割合となっています。

図表-3. 身体障害者手帳所持者数の推移（人）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい	1,668	1,512	1,465	1,428	1,424
18歳未満	22	21	23	22	22
18歳以上	1,646	1,491	1,442	1,406	1,402

各年度末現在

- 令和4年度末の所持者数の内訳をみると、肢体不自由（上肢、下肢障がい・体幹機能障がい・運動機能障がい）が829人（全体の58.2%）を占めています。次いで多いのが内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸などの障がい）で430人（同30.2%）です。
- 等級別でみると、重度（1級・2級）が645人（同45.3%）と半数近くを占めています。

図表-4. 身体障害者手帳所持者の等級別・種類別人数（人）

区分 \ 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
	← 重度			軽度 →			
視覚障がい	22	27	4	5	4	4	66
聴覚・平衡機能障がい	2	19	11	34	—	20	86
音声・言語・そしゃく機能障がい	—	—	4	9	—	—	13
肢体不自由	129	159	151	252	88	50	829
内部障がい	284	3	40	103	—	—	430
合 計	437	208	210	403	92	74	1,424

令和4年度末現在（複数の区分の手帳を所有している場合は、主な区分で計上している）

(2) 知的障がい

- 療育手帳所持者数は、前計画期間開始時点令和2年度末の379人から令和4年度末では10人増えて、389人となっています。
- そのうち、18歳未満の児童は令和4年度末で93人（全体の23.9%）となっています。

図表-5. 療育手帳所持者数の推移（人）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障がい	357	358	379	394	389
18歳未満	90	82	92	95	93
18歳以上	267	276	287	299	296

各年度末現在

- 令和4年度末の所持者数を障がい程度別にみると、18歳以上の中軽度（B）が190人で全体の48.8%を占めています。

図表-6. 療育手帳所持者の年齢別、程度別人数（人）

	A	B	合計
	←重度	軽度→	
18歳未満	14	79	93
18歳以上	106	190	296
合 計	120	269	389

令和4年度末現在

（3）精神障がい

- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、前計画期間開始時点令和2年度末の254人から令和4年度末では36人増えて、290人となっています。

図表-7. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障がい	245	250	254	253	290

各年度末現在

- 令和4年度末の所持者数を程度別にみると、中度の2級が187人（全体の64.5%）と最も多くなっています。

図表-8. 精神障害者保健福祉手帳の程度別人数（人）

	1級	2級	3級	合計
	←重度		軽度→	
精神障がい	21	187	82	290

令和4年度末現在

(4) 難病、発達障がい、高次脳機能障がい

(難病)

- 特定疾患医療（原因が不明で治療方法が確立していない難病を患い、治療にかかる医療費の一部を公費負担）の網走市内における受給者数は、令和2年度において大きく減少しましたが、その後は、300人前後で微増傾向にあります。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、同法の障がいの定義に新たに難病患者等を追加し、身体障害者手帳等が取得できない場合でも同法に基づく障がい福祉サービス等の対象となりました。この難病等の範囲については、当面の措置として130疾患を対象としていましたが、この間拡大が続き、令和6年4月からは369疾病となります。

図表-9. 難病患者の状況（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療受給者数	247	273	315

各年度末現在

(発達障がい)

- 発達障がいは、「発達障害者支援法」において、「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群（注⁴）その他の広汎性発達障害（注⁵）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）などの脳機能の障害で、通常低年齢期で発現する障害）がある者であって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるもの」と定義されています。（※障がいの説明は「第1部 序論」の「第2項 計画の対象」（P2）に掲載）

図表-10. 発達障がいのおもな障がい特性



(厚生労働省ホームページ)

注⁴ アスペルガー症候群は、知的障がいやことばの遅れは見られないものの、人とのコミュニケーションがとりにくい、社会性の欠如、イメージする力の弱さなどの傾向が見られる。

注⁵ 広汎性発達障がいは、社会性やコミュニケーション能力の発達が遅れている、興味や関心の幅が限定的、常同的で反復的な活動など、社会性に関連する領域にみられる発達障がいの総称。

- 市内の発達障がい児については、乳幼児期の定期健診や義務教育の教育支援委員会である程度は把握できるものの、個人によって状態や症状の差が大きく、診断や判別が難しいため、統計的な把握はできません。
- また、学齢期を超えた発達障がい者の人数になると、専門医などの診断を受けていない人も多いと考えられることから、市や道でも把握できないのが現状です。

（高次脳機能障がい）

- 交通事故や転倒などによる外傷や病気によって脳の一部に損傷を受けると、新しいことが覚えられない、すぐに忘れてしまう、意欲がなくなる、集中力が続かない、周囲とうまくコミュニケーションがとれないなどの後遺症が残ることがあり、これを高次脳機能障がいといいます（先天性である発達障がいとは区別される）。
- 高次脳機能障がいは、外見上、障がいのあることがわかりにくく、健常者と見分けがつかないため、周囲の理解を得られにくいといった問題もあります。また、本人が気付かないということもあります。そのため、市や道でも把握できないのが現状です。なお、高次脳機能障がいと診断された場合には、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となる場合があります。

第3項 障がい者を支える地域の状況

（1）保育、教育環境

- 就学前の障がい児保育については、市内の認可保育所（ひまわり保育園）における障がい児保育対象者数は、令和6年2月現在で11人となっております。
- 市内の小学校（9校）、中学校（6校）では、対象となる児童生徒がいる場合、特別支援学級（注⁶）を設置して教育を行っています。
- 令和6年2月現在、小学校では合計で39学級、124人、中学校では合計で19学級、50人が特別支援学級に通学しており、いずれも前計画策定時と比較して増加しています。

注⁶ 特別支援学級は、小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために設けられた学級。

図表-11. 特別支援学級、障がい児保育の状況（令和6年2月現在）

	学級数・クラス数	人数
保育所	—	11人（28人）
小学校	39学級（37学級）	124人（107人）
中学校	19学級（17学級）	50人（49人）

（ ）内は前計画策定時（令和3年2月現在）

- 市内の北海道網走養護学校には、令和6年2月現在、小学部13人、中学部10人、高等部10人が通学しています。
- また、日本体育大学附属高等支援学校には、令和6年2月現在、77名が通学しています。

図表-12. 北海道網走養護学校及び日本体育大学附属高等支援学校の通学状況（訪問除く：令和6年2月現在）

	網走高等養護学校 児童生徒数	日本体育大学附属高等支援学校 生徒数
小学部	13人	—
中学部	10人	—
高等部	10人	77人

（2）雇用環境

- 障がい者の雇用義務の対象については、令和2年4月に改正され、それまでの「45.5人以上の従業員を抱える民間企業」から「43.5人以上」となっています。また、法定雇用率も改正され、民間企業＝2.3%、自治体等＝2.6%となっています。
- さらに、令和5年3月の改正により、民間企業の法定雇用率は令和6年4月から段階的に引き上げられることとなっており、令和6年4月＝2.5%、令和8年4月＝2.7%になります。
- ハローワーク網走管内の障がい者雇用率等（毎年6月1日現在）の推移は、下記のとおりです。

図表-13. ハローワーク網走管内の障がい者雇用状況

法定雇用率 適用区分	年度	法定 雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
			網走	北海道	全国	網走	北海道	全国
民間企業	R 3年度	2.3%	1.83%	2.37%	2.20%	60.0%	50.1%	47.0%
	R 4年度	2.3%	2.09%	2.44%	2.25%	63.8%	51.3%	48.3%
	R 5年度	2.3%	1.97%	2.58%	2.33%	62.5%	53.1%	50.1%
北海道知事部 局、北海道機 関、市町長部 局及び市町の 教育委員会	R 3年度	2.6%	2.17%	2.46%	2.62%	50.0%	67.1%	72.8%
	R 4年度	2.6%	2.26%	2.50%	2.67%	66.7%	68.5%	76.5%
	R 5年度	2.6%	2.14%	2.56%	2.74%	66.7%	70.7%	79.0%

※重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。また、20時間以上30時間未満の障がい者は0.5人（重度の場合は1人）とみなします。

(3) 団体活動

- 市内では、障がいのある人を対象に、6つの団体が手話や朗読、様々な場面での介助などのボランティア活動を行っています。
- このほか、当事者団体として、網走市身体障害者福祉協会、網走市手をつなぐ育成会（NPO法人）、網走市ことばを育てる親の会、北海道中途難失聴者協会オホーツク支部が、それぞれに活動しています。

図表-14. 市内のボランティア団体（令和6年2月現在）

団体名	活動概要
網走手話の会	手話活動
ボランティアグループクリオネ手話っち	手話活動
オホーツク要約筆記サークル	要約筆記活動
朗読ボランティア声の図書館「そよかぜ」	図書館の資料や、新聞・雑誌など、希望する図書を朗読
朗読奉仕「ひまわりの会」	市の広報紙や会報・新聞などの吹き込み
ウィンクルム	サービス介助士

(4) 相談体制

- 障がいに関する様々な相談については、市社会福祉課・健康推進課をはじめ、相談支援事業所、網走保健所などで実施しています。各相談窓口で解決できないケースなどは、各機関が協力・連携して支援にあたっています。このほか、医療機関や保育所、こども発達支援センター、各学校でも、適宜、相談を受け付けています。
- また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を、大空町、斜里町、小清水町、清里町と合同で運営し、「基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業所）」「一般的な相談支援（委託相談支援事業所）」「専門的な相談支援（基幹相談支援センター）」による重層的な相談支援体制を構築します。

図表-15. 市内の相談機関（令和6年2月現在）

分野	名称	所在地
障がい者福祉全般	健康福祉部社会福祉課障がい福祉係	網走市南6条東4丁目 網走市役所
	斜網地域障がい者基幹相談支援センター「めいと」	網走市新町3丁目7番3号 吉本ビル1F
	相談支援センター「りらいふ」	網走市南4条西2丁目本間ビル2F
保健全般等	健康福祉部健康推進課	網走市北3条西4丁目 網走市保健センター
	北海道網走保健所	網走市北7条西3丁目
地域福祉・困りごと 交流・ボランティア 相談・各種情報発信	網走市社会福祉協議会	網走市北11条東1丁目10番地 網走市総合福祉センター内
児童相談	網走市こども発達支援センター	網走市北11条東1丁目

(5) 網走市障がい者自立支援協議会

- 障害者総合支援法第89条の3では「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない」と規定しています。
- この協議会は、同条第2項において、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。
- また、障害者差別解消法第17条では、「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる」と規定しています。
- この差別解消支援地域協議会は、「障がい者差別に関する相談等に係る協議や地域における障がい者差別を解消するための取り組みに関する提案に係る協議を行うもの」とされています。
- 本市では、上記の障害者総合支援法第89条の3及び障害者差別解消法第17条の規定に基づき「網走市障がい者自立支援協議会」を設置し、次のような業務を行っています。
 - (1) 障がい者の自立した地域生活を支援するための方策及び障がい者差別解消の推進のための方策を協議すること
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
 - (3) 障がい者差別事案の解決に関する協議、調整
 - (4) 障がい者の自立及び障がい者差別解消のための地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
 - (5) 障がい者の自立及び障がい者差別解消のための地域の社会資源の開発、改善
 - (6) 障がい福祉計画に関すること
 - (7) その他障がい者の自立及び障がい者差別解消に関し必要と認められること
- また、「網走市障がい者自立支援協議会」には、上記業務の詳細を検討するために、部会を設置し、障がい者福祉計画の進行管理等も行っています。

第2部 障がい者福祉計画

（障がい児福祉計画）

第1章 計画の方針

第1項 基本理念（障がい者施策の基本的な考え方）

- 本市は、市政の最上位計画である「第6期網走市総合計画」（H30年度からR9年度）において、保健・医療・福祉分野の政策目標を“一人ひとりを大切にするやさしいまち”と定め、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で安心して生きがいをもって暮らすことができ、子ども、高齢者、障がいのある方などを地域全体で支えるやさしいまちをめざしています。
- また、国は、高齢化や人口減少社会の中で「共生型社会」の実現に向けた取り組みを展開しています。「共生型社会」とは、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会のことであり、本市においても『第6期網走市総合計画』の戦略版と位置付けられる「第2期網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つに「誰もが活躍し、安心して暮らすことができる時代に合った共生型地域社会づくり」を掲げています。
- この「共生型社会」は、障がいに対する偏見や障がいがある方に対する差別があると実現することはできません。このため国は、障害者差別解消法を改正し、すべての事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けることとし、同改正法は令和6年4月1日に施行されます。しかし、本計画策定にあたり、障がいがある方などを対象に行ったアンケート調査の回答をみると6割を超える方が、「障害者差別解消法」の名前も内容も知らないと回答されています。加えて、同アンケート調査では「あなたは障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか？」という問いに約半数の方が、「ある」または「少しある」と回答されています。こうした状況を改善し、本計画の基本理念を具現化するためには、障がいがあることによって生じる社会的障壁を市民誰もが理解し、障がいの有無に関わらず、お互いを知り、高めあうことが重要です。その上で、障がいがある方の「ため」ではなく、障がいがある方と「ともに」、地域で支え合い、安心をつくり、そしてみんなが活躍できるまちをめざしていきます。
- 本市では、「網走市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解を広げ、手話が言語であることの認識の普及に取り組んでいます。障がいがある方が、様々な分野で活動するためには、必要とする情報を十分に取得及び利用し、円滑に意思疎通を図ることが極めて重要です。このため、国は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を令和4年5月に施行し、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICTの活用等の促進を図るとしています。本市では、令和5年度より要約筆記者派遣事業を開始しましたが、今後は、手話や要約筆記のみならず、意思疎通に支援が必要な方への支援の充実のための施策を進めることにより、市民みんなが通じ合えるまちをめざしていきます。

- これらをもとに、本計画の基本理念のひとつを「だれもが生きがいを持ち、障がいのある人もない人も共に支え合うまち 網走」として、具体的な施策を進めていくこととします。
- 本計画は、「児童福祉法」が定める「障がい児福祉計画」も包含しております。国のこども施策をめぐっては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月には、同法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱では「障がい児支援・医療的ケア児等への支援」について、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援するとしています。大綱で示されているとおり、支援が必要な子どもたちには、ライフステージに沿って、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築が重要です。このため、本計画の2つめの基本理念を「支援が必要な子どもたちが、健やかに育つまち 網走」として、支援が必要な子どもやその保護者への支援の充実のために施策を進めます。

第2項 5つの方針と施策体系

基本 理念 1

だれもが生きがいを持ち、障がいのある人もない人も
共に支え合うまち 網走

方針1 お互いを知り、高め合うまちへ

施策

- 1-1 障がいの理解促進と人権尊重、差別解消の推進
- 1-2 相談支援と情報の共有、
サービス等の情報提供の充実

方針2 地域で支え合い、安心をつくるまちへ

施策

- 2-1 地域福祉と生活支援の充実
- 2-2 保健事業と医療体制の充実
- 2-3 外出しやすい環境と地域安全対策の充実

方針3 みんなが活躍できるまちへ

施策

- 3-1 障がいがある方の就労支援
- 3-2 障がいがある方の社会参加、
文化・スポーツ活動の支援

方針4 みんなが通じ合うまちへ

施策

- 4-1 網走市手話言語条例に基づく施策の推進
- 4-2 意思疎通支援の推進

基本 理念 2

支援が必要な子どもたちが、
健やかに育つまち 網走

方針5 子どもと家族が安心して暮らせるまちへ

施策

- 5-1 早期の「気づき」と一貫した支援体制の充実
- 5-2 保育と教育の充実と関係機関の連携
- 5-3 医療を必要とする在宅重度障がい児（者）への支援

第3項 計画の推進

（1）計画の点検・評価

- 本計画に掲載した各施策の進捗について庁内で点検を行います。
- 本計画の推進にあたっては、網走市障がい者自立支援協議会及び協議会に設置した部会において計画に基づく各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

（2）庁内体制の強化、関係機関との連携

- 庁内において各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に取り組みます。広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育・労働・防災などの関係機関が相互に連携し、障がい者とその家族を支援する体制を強化するよう努めます。

（3）行政職員の意識向上

- 「網走市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により、すべての行政職員が障がいに関する正しい理解を深め、適切な対応を心がけます。

（4）市民の意識啓発

- 精神障がいや発達障がい、聴覚障がいなど、外見からの判断が難しい障がいも含め、障がいの持つ特性や対応の仕方について、「こころのバリアフリーサポーター研修」等、市民の理解を深める普及・啓発活動に努めます。

（5）財源の確保

- 計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、本市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や道に対して財政的措置を講じるよう要請していきます。

第2章 施策の展開

方針1 お互いを知り、高め合うまちへ

方針	施策
1-1 障がいの理解促進と人権尊重、 差別解消の推進	(1) 障がいの理解を深める活動の推進 (2) 市民のふれあいと見守り活動の充実 (3) 障害者差別解消法を遵守し、 偏見や差別の撤廃に向けた活動の充実 (4) 権利擁護制度の普及と意思決定支援 (5) 障がい者虐待防止対策の推進
1-2 相談支援と情報の共有、 サービス等の情報提供の充実	(1) 基幹相談支援センターの強化及び 地域生活支援拠点の整備 (2) 基幹相談支援センターを中心とする 相談支援窓口の強化・充実 (3) 重層的支援体制整備の調査・研究 (4) 情報提供方法・内容の充実

1-1 障がいの理解促進と人権尊重、差別解消の推進

障がいがある方もない方も「地域でともに暮らす」ために、地域全体が障がいのことを正しく理解し、偏見、差別、人権を侵す行為をなくします。また、改正された「障害者差別解消法」の周知をはかり、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を促進するとともに「差別」や「虐待」に関する相談窓口の周知を図ります。

【個別施策の展開】

(1) 障がいの理解を深める活動の推進

- すべての市民が障がいに対する正しい理解を深めるために、障害者総合支援法に基づく「障がい者理解促進啓発事業」を継続します。事業実施にあたっては、障がいがある方や日常的に支援を行う方々と連携し、多くの市民が参加できるよう手法の検討を行うとともに、内容の充実を図ります。

- 障がいがある方への理解を深めるためには学齢期からの取り組みが重要となります。障がい当事者の団体や社会福祉協議会と連携し、小中学校において児童生徒に対する障がいに関する教育の充実や障がいがある方とのふれ合いの機会の創出を図るとともに、教職員自らが障がいに対する理解を深めるための取り組みを実施します。
- 異なる障がいがあることで、障がいがある方同士の交流が阻害されることがあります。このため、障がい当事者団体等と連携して障がいがある方同士が互いに理解を深めることができる事業を実施します。
- 発達障がいは、個々によりその特性が異なり、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要なため、関係機関と情報共有を図り適切な支援の充実を図ることとあわせ、市民が発達障がいを正しく理解するための啓発を進めます。
- 交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって記憶、認知、言語、判断といった脳の領域にダメージを受けた高次脳機能障がいについては、その理解が進んでいないことから、網走保健所等関係機関と連携し広く市民に対し情報発信に努めるとともに、当事者やその家族等に対する相談支援体制の整備や実態・支援ニーズの把握に努めます。

（2）市民のふれあいと見守り活動の充実

- 市民と障がいがある方との交流の活性化を図るため、障がい福祉関連のイベントを障がい当事者団体や市民、関係機関と連携して引き続き実施します。その際、参加者の拡大に向け、SNSの活用等情報発信の方法や内容等の工夫に努めるとともに、障がいがある方が直接的に関われる仕組みづくりを検討します。
- 市内の各種イベントの開催にあたっては、「もの・ころ」のバリアフリーに配慮し、障がいがあっても参加しやすいものとなるよう、ボランティア団体の協力に関する情報周知や障がいがある方への配慮の方法等について、主催団体への普及・啓発を行います。
- 地域での見守り活動の活性化に向けて、町内会・自治会や民生委員及び市と見守り活動に関する協定を締結している企業等と連携します。
- 地域とともに暮らすことの実践に向けてサービス提供事業所が地域の行事などに積極的に参加できるよう、必要に応じ助言等を行います。

（3）障害者差別解消法（注⁷）を遵守し、偏見や差別の撤廃に向けた活動の充実

注⁷ 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。

- 改正障害者差別解消法の内容や、行政機関等及び事業者による障がいがある方への合理的配慮（注⁸）の提供義務化について、広く市民や企業等に周知するとともに、障害者差別解消法の研修導入について働きかけを行います。
- 障がいを理由とする直接的・間接的差別の解消はもとより、日常生活や社会生活において障がいがある方の活動を制限し、かつ社会参加を制約している社会的障壁を取り除くため、「こころのバリアフリーサポーター研修」を実施し、研修を受けた方が活動する機会の提供に努めます。
- 障害者差別解消法第17条の規定に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」である「網走市障がい者自立支援協議会」において、障がいがある方への差別解消の推進のための方策の協議、差別事案の解決に関する協議、調整を行うとともに、差別解消のための地域の関係機関によるネットワークを構築します。
- 障害者差別解消法の推進にかかる相談窓口（社会福祉課障がい福祉係）について、市ホームページ等に表記し広く周知するとともに、今後においては、相談窓口の拡大及び機能強化について網走市障がい者自立支援協議会で協議し、体制の整備を図ります。

（4）権利擁護制度の普及と意思決定支援

- 知的及び精神の障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利と財産に関する自己選択・自己決定を保障する成年後見制度（注⁹）と日常生活自立支援事業（注¹⁰）について、基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業所及びサービス提供事業所等へ周知活動を行うとともに、サービスを利用していない方への周知も図り、障がいがある方やその家族の利用促進に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知の際には、制度内容を理解してもらうよう努め、障がいがある方やその家族の生活に対する不安解消を図ります。
- 成年後見制度に関する相談窓口である「網走市生活サポートセンター」（後見実施機関）を広く周知するとともに、サポートセンターとサービス提供事業所等関係機関との連携を強化します。

注⁸ 合理的配慮とは、障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

注⁹ 成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方々に代わり、後見人・保佐人・補助人により、財産管理や法律行為全般を行う制度。また、判断能力が十分なうちに、判断能力が衰えた時に備えて後見人となるべき人と契約しておくこともできる。

注¹⁰ 日常生活自立支援事業は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、福祉サービスを適切に利用することが困難な人の権利擁護を目的とし、その人が自立した地域生活が送れるよう生活支援員などを派遣し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用助言などを行う。

- 後見人制度等において支援の担い手となる「市民後見人」の養成研修を継続します。
- 国は権利擁護の推進及び後見人制度等の利用促進に向け、地域連携ネットワークの「中核機関」の設置を推進しています。本市においても、その設置に向けた調査・研究を行います。
- 知的及び精神の障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度の利用を促進するために「障がい者成年後見制度利用支援事業」を継続して実施します。
- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がいがある方が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう「意思決定支援ガイドライン（注¹¹）」を活用した支援の充実を図ります。

（参考）成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

区 分	内 容
成年後見制度	(1) 法定後見（判断能力が衰えた後） ①後見：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見（判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく）
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助

（5）障がい者虐待防止対策の推進

- 虐待によって障がいがある方の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を支援するために、障害者虐待防止法（注¹²）の趣旨及び内容について、定期的に関係機関、サービス提供事業者、家族、福祉を学ぶ学校、市民へ分かりやすく周知を図ります。その際、どのようなことが虐待であるかを明確にし、虐待防止を図ります。
- サービス提供事業所において人員不足による忙しさのため、相手の気持ちを考える余裕が持てなくなり虐待につながるかもしれないよう、サービスの担い手の人材確保や定着に取り組み、虐待防止を図ります。

注¹¹ 障害者総合支援法において、障がい者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的としている。

注¹² 障害者虐待防止法は、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めたもので、平成24年10月から施行している。

- 障がいがある方への虐待の早期発見及び適切な対応を行うために医療機関や基幹相談支援センター、サービス提供事業所等関係機関と連携するとともに、虐待を受けた方が速やかに相談し、かつ不利益な取り扱いを受けないために、相談・通報窓口である「網走市障がい者虐待防止センター（市社会福祉課障がい福祉係）」について、市ホームページ等に広く周知します。

1-2 相談支援と情報の共有、サービス等の情報提供の充実

障がいがある方や家族が自らの意思に基づき気軽に適切かつ専門的な相談支援が受けられるよう「基幹相談支援センター」を運営し、重層的な相談支援体制を構築するとともに他分野との連携による「相談支援の輪」を強化します。加えて、サービス等に関し適切な情報を適切な時に入手できるよう、情報の提供方法の充実に努めます。

【個別施策の展開】

（１）基幹相談支援センター（注¹³）の強化及び地域生活支援拠点の整備

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を、大空町、斜里町、小清水町、清里町と合同で運営していくとともに、その取り組み内容など広く周知します。
- 相談支援の充実のために、基幹相談支援センターによる相談支援事業所への助言等を行うとともに、「基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業所）」「一般的な相談支援（委託相談支援事業所）」「専門的な相談支援（基幹相談支援センター）」による重層的な相談支援体制を構築します。
- 障がいがある方の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点（注¹⁴）」を令和6年度に整備します。この際、必要なサービスについては、既存の地域資源を活用することとし、その総合相談窓口を「基幹相談支援センター」とします。

注¹³ 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待の防止等についての業務を行っている。

注¹⁴ 地域生活支援拠点とは、障がい児者の重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。

(2) 基幹相談支援センターを中心とする相談支援窓口の強化・充実

- 障がいがある方とその家族が気軽に適切かつ専門的な相談支援を受けられるとともに、必要とする情報が得られるよう、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、市役所、保健センター、網走保健所、網走市社会福祉協議会における相談・連携を強化するとともに、それぞれの相談窓口の周知を積極的に行います。
- 障がいがある方やその家族の相談先の多くが、学校やサービス提供事業所、医療機関等となっている現状を踏まえ、インテークから具体的な支援につなげるために支援機関同士の情報共有や連携を強化します。
- 同じ悩みを持った方が相談に対応する身体障がい者相談員、知的障がい者相談員について広く周知するとともに、両相談員の相談能力向上のための研修や意見交換を行うことにより、福祉制度など必要な情報の共有を図るなど、連携・支援体制を強化します。
- 障がいがある高齢者や潜在している支援を必要とする方への迅速なサービス調整や必要な支援が行えるよう、市（社会福祉課）や基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所と介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター（注¹⁵）、社会福祉協議会等との連携体制を構築します。
- 各相談場所では、様々な状況の障がいがある方が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や相談場所の確保・環境の整備などに引き続き努めます。
- 障がいがある方や家族の相談支援体制の強化に向けて、市や基幹相談支援センターを中心に据え、専門的な広域相談機関である「網走保健所」や、生活上の様々な相談が可能なNPO団体、教育、労働、防災などを含めた様々な分野の関係機関同士の「相談支援の輪」を強化します。また、複数の分野にまたがる課題等について話し合う場合など、関係する複数の会議を合同で開催するなど、効果的な運営に努めます。
- 各相談機関等で発覚した地域課題等を網走市障がい者自立支援協議会に集積し、「地域課題解決ワーキンググループ」において課題解決のための施策の検討を行います。
- 障がいがある方とその家族に対して早期から適切な支援を行うために、各相談窓口の担当者などに対し、サービス制度等に関する研修を行うとともに、道や民間団体の研修情報の提供、研修費用助成などを通じて、相談支援技術の向上に取り組みます。
- 福祉に関する苦情へ迅速かつ適切に対応するため、道や関係機関との連携を図るとともに、その苦情処理経過について必要に応じて網走市障がい者自立支援協議会で共有します。

注¹⁵ 地域包括支援センターは、介護保険法で定められた高齢者への総合的な生活支援の中核機関。関係機関の連携構築、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。

(3) 重層的支援体制整備の調査・研究

- 社会福祉法改正において創設された重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを目的としています。
- 市においても、当面、介護保険を含む高齢分野、障がい分野、子ども分野、生活困窮分野等を横断した、従来の支援体制では対応が困難であった複合課題や狭間のニーズに対応するため、各分野の相談支援等を行う機関の連携を強化します。

(4) 情報提供方法・内容の充実

- 多様化するニーズを把握するため、網走市障がい者自立支援協議会における議論や、障がい当事者の団体及び関係機関との意見交換を定期的に行い、必要とされる情報を迅速に提供できるよう、市ホームページの充実やSNSの活用を図ります。また、「広報あばしり」への掲載等、その他の情報提供手段を整備します。
- 障がいがある方が地域で自立した生活を送ることができるよう取り組んでいる、網走市障がい者自立支援協議会の主催事業等について、市ホームページへの掲載等による情報発信に努めます。
- 市が実施する研修や各種イベントにおいて、各種資料を配布することにより、福祉制度の理解を促進します。
- 各障がい者手帳の交付の際に配布する説明資料の内容充実を図ります。また、その内容について、市ホームページにも掲載するとともに、各相談窓口でも同様な対応となるよう連携を図ります。
- 「広報あばしり」の音声サービスを継続するとともに、市内のボランティア団体と連携し点訳奉仕員の育成を行います。
- 北海道難病連網走支部や網走保健所と連携し、難病の特性に応じた適切な福祉サービス利用に関する必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。

方針2 地域で支え合い、安心をつくるまちへ

方針	施策
2-1 地域福祉と 生活支援の充実	(1) 市民の支え合い活動の活性化 (2) 地域生活を支える支援体制とサービスの充実 (3) 精神障がいに対応した地域包括ケア体制の確立 (4) ケアラーを支える取り組みの推進
2-2 保健事業と 医療体制の充実	(1) 健診体制の充実 (2) こころの健康対策の充実 (3) 地域医療の充実
2-3 外出しやすい環境と 地域安全対策の充実	(1) 避難行動要支援者の支援体制の充実 (2) 災害対策の推進 (3) 外出しやすい環境づくりの推進 (4) 交通安全、防犯対策の推進

2-1 地域福祉と生活支援の充実

市民主体の地域福祉活動、ボランティア活動や福祉サービスの充実等により、「障がいがある方のため」ではなく、「障がいがある方とともに」暮らし、生きがいを創りだす取り組みを進めます。また、ケアラー・ヤングケアラー支援について啓発を図るとともに相談体制を構築します。

【個別施策の展開】

(1) 市民の支え合い活動の活性化

- 障がいがある方を差別や排除から解放し、「障がいがある方のため」ではなく「障がいがある方とともに」暮らすことにより、地域の方々とふれ合い、お互いを知る、また、生きがいを創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現のための取り組みを進めます。
- 様々なボランティアや障がいがある方への支援を行う団体を広く市民に周知するとともに、その活動を積極的に支援し、市（行政）の福祉事業のみならず様々な活動領域の拡大に取り組みます。

- 障がいがある方同士の支え合い活動の活性化のためにピアサポート（注¹⁶）活動を推進するとともに、障がい当事者団体の活動充実のための支援を行います。

（2）地域生活を支える支援体制とサービスの充実

- 地域生活・社会生活を送るうえでの様々な社会的障壁を除去するための制度の充実を図るとに加え、市民による福祉ボランティア活動の活性化に向け網走市社会福祉協議会と連携します。
- 障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが安心して快適に暮らせるようユニバーサルデザイン（注¹⁷）の普及・啓発を進めるとともに、障害者総合支援法に基づく福祉用具による個別対応に努めます。
- 障がいを理由として民間の賃貸住宅への入居を拒否されることのないよう障害者差別解消法の周知など、地域住民の理解が進む取り組みを行っていくとともに、公営住宅の入居についても適切な配慮を行います。
- 障がいがある方の居住や日中活動を行うサービス事業所等に対する地域住民の理解を促進するために、事業所等が積極的に地域の行事等に参加できるよう、必要に応じ助言等を行うとともに、関係機関を含めた相互の緊密な関係性を深め、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めます。
- 障がい福祉サービスの安定的な提供のために、サービスの担い手の人材確保や定着について関係事業所との意見交換を行い取り組みを進めるとともに、現場におけるハラスメント対策や従業員の負担の軽減、業務の効率化などについて関係事業所等と協力し、その具体的な方策について検討します。
- サービス提供を行う支援者としての資格を有しながら離職している方に対し、福祉分野への復職を促すための事業について、介護部門と連携した取り組みを実施します。
- 障がいがある方の高齢化に伴い、それまでのサービスが介護保険制度に移行した場合にあっても、使い慣れた事業所でサービスが利用できるよう、障がいがある方と高齢者がともに利用できる「共生型サービス（注¹⁸）」について、そのニーズを把握し、施設整備に向けた取り組みを進めます。

注¹⁶ ピアサポートは、障がい者自身が支援する側になって障がい者の相談などを行うこと。

注¹⁷ ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）。

注¹⁸ 共生型サービスは、障がい者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるよう、介護保険サービス事業所が障がい福祉サービスを提供しやすくする、また、障がい福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として平成30年に設けられた制度。

(3) 精神障がいに対応した地域包括ケア体制の確立

- 精神障がいがある方が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、「地域生活移行支援協議会」において保健・医療・福祉関係者による連携を強化し、地域移行を促進するとともに、重層的な支援体制の構築を図ります。
- 精神疾患の診断を受けた際に、障害年金や福祉サービス等必要な情報を得られるよう、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所や医療機関と連携して、個々の状況に応じた情報提供や、必要な支援を受けることができる体制を構築します。
- 入院中から住居の確保や新生活の準備等の支援を行う「地域移行支援」や、退院し地域生活を始めた人への相談を行う「地域定着支援」について、関係事業所及び医療機関と連携し、その利用促進を図ります。
- 市内で在宅生活を営む精神に障がいがある方が安定した地域生活を送れるよう、居宅介護等のサービス提供体制を構築するとともに、保健・医療・福祉関係者によるサポート会議を開催し、個別事例の情報共有と適切な対応に努めます。
- 「こころのバリアフリーサポーター研修」等を通じ、精神に障がいがある方に対する市民の理解促進を図るとともに、道立向陽ヶ丘病院のデイケアや地域活動支援センター等、早期の社会復帰に向けた訓練を行う関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- 相談支援従事者やサービス提供事業所、家族が適切な支援を行うため、精神保健福祉協会や網走保健所が行う研修等の情報を適宜提供するとともに、その内容について地域ニーズを反映したものとなるよう、関係機関と連携します。
- 精神に障がいがある方やその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう相談に応じ、必要な支援を実施できるよう「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

(4) ケアラーを支える取り組みの推進

- 悩みや不安を抱えるケアラー（注¹⁹）・ヤングケアラー（注²⁰）とその家族が、地域で安心して暮らせるよう、市民に対しケアラー支援に関する普及啓発を行います。
- ケアラー支援に関する相談体制を整備し、市民に対し広く周知を図るなど、「相談できる」ことを知ってもらう取り組みを進めるとともに、気軽に参加し話し合える「交流できる場」の創出を図ります。

注¹⁹ ケアラーは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすること。

注²⁰ ヤングケアラーは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

- 問題を抱える家族の早期発見のため、サービス提供事業所、相談支援機関、町内会、民生委員、学校、行政等の関係者が連携体制を構築し、必要な情報や課題の共有に努めます。

2-2 保健事業と医療体制の充実

障がいの原因となる疾病の予防や早期発見とともに、障がいがある方が身近な地域において保健サービスや医療を受けられるよう、提供体制の充実について関係機関と連携した取り組みを進めます。また、こころの健康対策を進め、網走市自殺対策行動計画と連携し「生きていくことを支える」ための事業を推進します。

【個別施策の展開】

（1）健診体制の充実

- 障がいがある方の壮年期からの健康維持と生活習慣病の予防に向けて、健康診査やがん検診などにおいて必要な配慮を行い、受診促進を図ります。

（2）こころの健康対策の充実

- こころの健康（メンタルヘルス）対策の充実に向けて、個別相談に対する市関係課及び関係機関との連携を強化するとともに、健康教室や講演会を実施し、こころの健康への理解について啓発事業を行います。
- 「網走市自殺対策行動計画」に基づき、「生きていくことを支える」ための事業を行います。
- 自死遺族のための「わかちあいの会・With」を毎月1回開催し、自死遺族同士が自らの体験を語り合い、心の傷を和らげるための支援を引き続き実施します。また、会の活動を周知し、支援を必要とする方が参加しやすい仕組みづくりや環境の整備に努め参加拡大を図ります。

（3）地域医療の充実

- 精神医療体制の充実に向けて、道立向陽ヶ丘病院を中核とした精神医療機関の連携強化について関係機関に要請します。
- 発達障がいや各種難病等に関する専門医の確保は適切な支援のために喫緊の課題です。しかし、本市単独での実現は困難であることから、周辺自治体と連携して北海道等に要請を行います。

- 障がいがある方等の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療や、重度心身障がい者医療助成など各種医療費公費負担制度を周知し、その適切な運用に努めます。また、特定疾患等の治療を必要とする人に対し、治療通院に要した費用の一部を助成し、その負担軽減を図ります。

2-3 外出しやすい環境と地域安全対策の充実

障がいがある方が地域生活で感じる様々な「バリア」を解消するための合理的配慮への理解と実行の推進を図るとともに、自然災害、事故、事件などから障がいがある方の生活を守り、すべての市民が暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めます。

【個別施策の展開】

（1）避難行動要支援者（注²¹）の支援体制の充実

- 各地域の自主防災組織などと連携し、自主避難が困難等、障がいがある方を含む避難行動要支援者の実態を把握するとともに、令和3年の災害対策基本法改正に伴い作成が努力義務となった「個別避難計画（注²²）」について、関係機関等と協力し策定を進めます。
- 避難行動要支援者の名簿については、関係部署等と協力し、定期的な更新を行うとともに、緊急時の安否確認など、障がい部門での登録名簿の活用方法について、検討を行います。
- ひとり暮らしで障がいがある方等の緊急通報システムの利用を促進するとともに、緊急通報システムを利用できない聴覚障がい者世帯についても、緊急時の対策づくりを実施します。
- 災害時の避難所における「薬や医療の確保」について、医療機関等と協議を開始し、状況に応じた具体的な対応策について検討します。
- 一般の避難所での避難生活が困難な障がいがある方が滞在できる福祉避難所の在り方について再検証し、万が一に備える平常時の訓練活動を福祉担当と防災担当、障がい当事者団体等との連携のもとで適宜実施します。

注²¹ 避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

注²² 個別避難計画は、避難行動要支援者が、災害時にどのような避難行動をとれば良いのかについて、あらかじめ自ら確認するために、一人一人の状況に合わせて作成する、個別の避難行動計画のこと。

(2) 災害対策の推進

- 緊急時における障がいや疾病に配慮した避難及び避難生活の不安を解消するために、障がいがある方や家族、関係団体との意見交換を行うとともに、市等が行う災害時のための各種訓練や防災教室などについても障がいがある方や家族が参加しやすく、かつ現実的な課題の明確化のためにその実施の規模等について関係者と協議・検討します。
- 改正水防法等により、洪水などの浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に義務付けられた「避難確保計画（注²³）作成」及び「訓練の実施」について、国が作成した「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知によりその実行に努めます。

(3) 外出しやすい環境づくりの推進

- 「こころのバリアフリーサポーター研修」やSNS、メディアの活用等を通じて、障がいへの理解促進、合理的配慮の推進を図り、障がいがあっても外出しやすいまちづくりを進めます。
- ヘルプマーク（注²⁴）やヘルプカード（注²⁵）について、身に付ける側を含めた市民への理解促進を図るとともに、その他、支援や配慮が必要であることを示すマークやサインについて、その意味を広く周知し、「こころのバリアフリー（注²⁶）」についての意識情勢を図ります。
- 公共交通事業者における障がいがある方への合理的配慮についての理解を促進し、公共交通の利便性向上を図ります。
- 多くの人が利用する施設の利便性向上のために、公共施設にあっては、障がい当事者団体等の意見をもとにバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、民間施設（スーパー、医療機関、駅、ホテルなど）に対しても、関係団体に積極的に働きかけます。

注²³ 避難確保計画とは 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画。

注²⁴ ヘルプマークは、支援や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が身に付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせて、支援や配慮を受けやすくするもの。

注²⁵ ヘルプカードは、「緊急時の連絡先」や「配慮してほしいこと」などを記入し、普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、困りごとが生じた時に、周りの方からの支援を受けやすくするもの。

注²⁶ こころのバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

（4）交通安全、防犯対策の推進

- 交通事故防止のため、関係機関との連携を図り、障がいがある方を対象とした交通安全教室の開催や、障がいがある方に配慮すべきことや障がい者用マークの周知に努めます。
- 犯罪や消費者被害から障がいがある方とその家族を守るために、広報、相談活動を通して被害の未然防止に努め、定期的な情報提供などを行います。

方針3 みんなが活躍できるまちへ

方針	施策
3-1 障がいがある方の就労支援	(1) 障がいがある方の就労の推進 (2) 多様な働き方への支援
3-2 障がいがある方の社会参加、 文化・スポーツ活動の支援	(1) 障がいがある方の社会参加への支援 (2) 障がいがある方の文化・スポーツ活動の推進

3-1 障がいがある方の就労支援

障がいがあっても、自立し、安定した生活のために、働く意欲のある方が自分に適した就労ができるよう、社会の理解促進を図るとともに、障がいがある方のスキル形成を支援し多様な働き方に対応できる支援体制の充実を図ります。

【個別施策の展開】

(1) 障がいがある方の就労の推進

- 令和5年3月に改正された「障がい者法定雇用率（注²⁷）」制度を、市においても主催する講習会やイベント等で積極的に周知するとともに、雇用受入に対する市の助成制度と合わせ国等の各種助成制度を広く周知し、障がいがある方の就労拡大に取り組みます。
- 障がいがある方が就労する上での課題を明確化するため、市内の企業等を対象とした「障がい者就労実態基礎調査」を実施するとともに、オホーツク障がい者就業・生活支援センター「あおぞら」と共催で現に障がいがある方を雇用している企業等の意見交換会を継続します。
- 「障がい者就労実態基礎調査」等により明らかとなった課題の解消に向け、「あおぞら」と共催で「就労支援連絡会議」を継続するとともに、市独自で「障がい者就労支援講習会」を実施し、広く企業従業員等に対する障がいへの理解促進に取り組み、雇用拡大を図ります。
- 「障がい者就労支援講習会」や障がいへの理解促進に関する研修の実施にあたっては、就労先確保の視点を持ち、市内の業界団体等に協力を求め、その参加の拡大を図ります。

注²⁷ 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。

- 障がい者就労の受入拡大を推進するため、職親会（注²⁸）について関係機関等と情報交換し、その設置をめざします。
- 障がいがある方の就労機会拡大に向けて「あおぞら」の支援について市内企業等への周知を行います。併せて、ジョブコーチ（注²⁹）の有効活用について市及び関係団体で協議を進め、具体的な取り組みを進めます。
- ジョブコーチ制度の内容を様々な機会を通して広く周知するとともに、市の「ジョブコーチ養成研修費補助金」制度を市内企業や就労支援事業所に周知し研修の受講拡大を図るなど、ジョブコーチの確保に向けた方策について検討します。
- 国や道、関係機関、業界団体などから得られる障がい者雇用に関する情報を、市及びサービス提供事業者や障がい当事者団体などを通して、就労意欲を持った障がいがある方や児童生徒、関係機関等に対し積極的に提供します。

（2）多様な働き方への支援

- 一人ひとりに適した働き方を支援するため、「あおぞら」や基幹相談支援センター等の関係機関と連携した相談体制を確立するとともに、サービス提供事業者、関係機関と協力して、一般就労が困難である障がいがある方の働く場や日中活動の場の確保に取り組み、市においても知的・精神・発達に障がいがある方の状態や能力に応じた具体的な受け入れについて検討・対応します。
- 一般就労が困難である障がいがある方の活動を支援している団体に対する運営費助成を継続します。また、その売上拡大に向けて、市が策定する「網走市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を改正し、その具現化を促進するとともに、優先調達推進法の対象事業者を周知すること等により、民間における調達を推進するとともに、芸術と仕事の融合など異職種との連携強化を図ります。
- 障がいがある方の就労拡大には、障がいへの理解が重要です。このため、障がい者就労実態基礎調査等を通じて、施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習）の制度を周知し、その受け入れ先拡大を図ります。また、農福連携について内容の周知を行い、取り組みを推進します。
- 市のイベントや、様々な場において、市内の就労継続支援事業所や障がい当事者団体等の製品の販売機会・販売場所を設ける等、障がいがある方の収入向上や、就労機会の創出の取り組みを実施します。

注²⁸ 障がいのある方々の就労支援と社会参画を目的として活動している事業主の会。

注²⁹ ジョブコーチ（職場適応援助者）は、障がい者や事業主（企業）からの要請に応じ、障がい者に対する職場適応に関する様々な援助、事業主（企業）に対する環境改善の支援などを行う。

- それぞれ障がいがある方が就きたい職種や本人の症状・能力などを把握した上で、「障がい者就労実態基礎調査」等から企業側が求める人材を把握することにより、お互いの希望をマッチングする具体的な仕組みについて検討します。
- 希望する職種で働くために必要な資格を取得する際に要した費用を助成することにより、障がいがある方の就労を支援します。

3-2 障がいがある方の社会参加、文化・スポーツ活動の支援

障がいがある方が自らの選択と決定により様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、インクルーシブなスポーツ・eスポーツ・文化活動などを推進し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実を図ります。

【個別施策の展開】

（1）障がいがある方の社会参加への支援

- 障がいがある方が、自らの選択と決定により自主的に行動し、また、選択肢の存在を伝え選択する喜びを理解し行動することにより、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できる地域づくりに向けた施策の充実を図ります。
- 障がいがある方とその家族自身が積極的に社会参加できるよう、障がい当事者団体の活動を支援するとともに必要な情報発信を行います。
- 市の政策決定過程にかかる各種審議会や委員会などにおいて、可能な限り、障がいがある方の参画を図ります。
- 社会教育施設などにおいて障がいがある方が利用しやすくなるよう配慮するとともに、文化的な講演などにも障がいがある方が参加しやすい環境整備を推進します。

（2）障がいがある方の文化・スポーツ活動の推進

- 障がいがあっても気軽に文化・スポーツ活動に参加できるよう、移動支援の充実や環境整備を含め外出しやすい環境づくりに努めます。その際、サービス介助士をはじめ様々なボランティア等のインフォーマルな資源も積極的に活用します。
- 障がいがある方の社会参加支援の担い手となるボランティア団体が行う、人材育成等を支援します。

- 障がい特性に応じた多様なスポーツ・レクリエーションの普及を図るため、引き続き「障がい児・者スポーツ教室」を行うことと併せ、スポーツ基本法第2条の基本理念に基づき、日本体育大学附属高等支援学校をはじめ関係機関と連携し、障がいがある方のスポーツの推進に努めるとともに、同法第12条に基づき、障がいがある方がスポーツを行うための環境整備を進めます。
- 障がいの有無や程度にかかわらず誰でも気軽に参加することができるスポーツイベントの実施について検討するとともに、市内全ての障がい者関係団体が協力・参加できる体制を整備し、障がいがある方のスポーツ活動への参加促進を図ります。
- スポーツは体の機能を活発にし、人との絆を育むことに効果があるとされており、同様の効果が得られる「eスポーツ（注³⁰）」を、体の不自由な人のケアや教育の現場など、様々な場面で活用できるよう、その活用の推進を図ります。
- 障がいがある方の自己実現を図る機会を充実するとともに、障がいがある方に対する理解を促進するため、障がいがある方とない方が協力して行うインクルーシブ（注³¹）な芸術・文化活動を促進します。
- 創作活動が社会活動であるという認識を深め、文化・芸術活動のすそ野を広げ、障がいがある方が創作活動に触れる機会の充実のための支援を行うとともに、その作品の展示等の取り組みを促進し、障がいへの理解を促進します。

注³⁰ e-スポーツ(e-SPORTS)とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

注³¹ インクルーシブとは、「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉から来ており、これは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表すもの。

方針4 みんなが通じ合うまちへ

方針	施策
4-1 網走市手話言語条例に基づく 施策の推進	(1) 「手話は言語」であることの理解促進 (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり
4-2 意思疎通支援の推進	(1) 要約筆記の普及啓発及び 要約筆記の使いやすい環境づくり (2) その他意思疎通支援の推進

4-1 網走市手話言語条例に基づく施策の推進

網走市手話言語条例に基づき、「手話が言語である」ことの認識を広く普及し、手話をする機会の確保・充実に取り組むことにより、市民が手話で話せるまちをめざして、各種施策を進めます。

【個別施策の展開】

(1) 「手話は言語」であることの理解促進

- 「網走市手話言語条例」に基づき、広く市民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、手話に対する理解を広げるための施策を推進します。
- 手話を言語として使用する聴覚障がい者や網走市登録手話通訳者等と連携し、手話講座等を実施し、市民が手話を知る機会の確保に努めます。
- 市の広報やホームページ、SNSの活用等、様々な情報媒体を通じて手話を周知し、市民の理解促進や普及啓発を図ります。

(2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり

- 身体障がい者手帳を所有している方に限らず、手話により意思疎通が必要な方を対象として、行事やイベントなどでの手話通訳者の派遣を継続します。
- 網走市登録手話通訳者の拡充に向け、研修への参加助成など、必要な施策を継続します。

- 市民手話講習会のさらなる周知を行い、受講者拡大を図ります。
- 手話を言語として使用する聴覚障がい者や網走市登録手話通訳者等と連携し、市内企業や町内会等において手話講座等を実施するなど、手話を習得する機会を拡充し、意思疎通及び情報の取得を行う上での社会的障壁の除去に努めます。
- 市職員を対象にした手話講座の実施により、市職員が率先して手話を用いるよう取り組みます。
- 「遠隔手話サービス」を活用し、市役所における行政手続きや災害時の避難所等での意思疎通支援を行います。

4-2 意思疎通支援の推進

要約筆記の普及啓発及び様々な障がいの特性に応じて意思疎通に配慮が必要な方に対する理解の促進を図り、それぞれにあった意思疎通支援ツール確保のための支援を行います。

【個別施策の展開】

（１）要約筆記の普及啓発及び要約筆記の使いやすい環境づくり

- 中途失聴者をはじめとして、手話を言語として使用せず、かつ音声言語での意思疎通が困難であり、意思疎通に配慮が必要な方に対する理解の促進を図ります。
- 「オホーツク要約筆記サークル網走班」や網走市登録要約筆記通訳者等と連携して要約筆記講座等を実施し、市民が要約筆記を知り、体験する機会の確保に努めます。
- 市の広報やホームページ等の様々な情報媒体を通じて要約筆記を周知し、市民の理解促進や普及啓発を図ります。
- 要約筆記により意思疎通が必要な方を対象として、行事やイベントなどでの要約筆記通訳者の派遣を行います。
- 網走市登録要約筆記通訳者の拡充に向け、研修への参加助成など、必要な施策を実施します。
- 要約筆記講座等のさらなる周知を行い、受講者拡大を図ります。

（２）その他意思疎通支援の推進

- 手話や要約筆記のみならず、点字、コミュニケーションボード等の意思疎通支援ツールについて、確保が必要な場所などニーズの把握や整備が進む取り組みに努めるとともに、障がいがある方や支援を行う方の意思疎通手段習得に関する支援を行います。
- 公共施設や民間施設等を利用する障がいがある方が意思疎通に支障がないよう、ニーズの把握や環境整備の促進に努めます。

方針5 子どもと家族が安心して暮らせるまちへ

方針	施策
5-1 早期の「気づき」と一貫した 支援体制の充実	(1) 子どもの発達を早期から家族と共有する体制の構築 (2) 子どもの発達への支援
5-2 保育と教育の充実と 関係機関の連携	(1) 保育所、幼稚園の障がい児保育の充実 (2) 学校教育の充実
5-3 医療を必要とする在宅重度 障がい児（者）への支援	(1) 支援体制の充実

5-1 早期の「気づき」と一貫した支援体制の充実

支援を必要とする子どもの「生きづらさ」を早期に発見し、幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し、困り感のある子の保護者への支援体制を強化します。

【個別施策の展開】

(1) 子どもの発達を早期から家族と共有する体制の構築

- 周産期から乳幼児期にかけての子どもの成長と発達を見守るため、引き続き子どもの誕生した家庭への全戸訪問を実施するとともに、視聴覚や精神発達の凸凹、その他の障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援につなげるため、幼児期健康診査及び5歳児健康相談を継続します。また、訪問や相談の際には、子どもの発達について保護者に理解してもらうための丁寧な働きかけに努めます。
- 健診・相談などで支援が必要、経過観察とされた乳幼児とその保護者に対し、サービス利用等に関する的確な情報提供が行えるよう、各相談窓口等の連携を図ります。
- 発育や発達をはじめとする育児の不安や悩みを軽減するため、様々な形態で気軽に相談できる体制を確保するとともに、市内の相談窓口を広く周知します。

- 困り感のある子の保護者同士が気軽に交流できるよう、サービス提供事業所等と連携した取り組みを実施します。また、ペアレントメンター（注³²）について、関係機関と連携して、普及啓発を行うとともに、研修情報の発信等により、その養成に努めます。

（2）子どもの発達への支援

- 特別な支援を必要とする子どもに円滑な支援ができるよう、保健・医療・福祉関係機関の連携する体制を構築し、必要に応じ情報の共有を進めます。
- 発達に凸凹や障がいがある子どもとその家族が市内で適切かつ、必要な支援が受けられるよう網走市こども発達支援センター（ふわり）に専門職を配置することにより機能強化を図ります。また、「気づき」の段階を含めた障がいがある子とその家族に対する発達支援に関する相談窓口の役割を担うことにより、支援体制の充実を図ります。
- 網走市こども発達支援センター（ふわり）を障がいがある子の健全な発達において中核的な役割を担う機関に位置づけ、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園等に対し、障がいがある子とその家族の支援に関する専門的支援や助言等を行うとともに、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な支援体制を構築します。
- 発達に凸凹や障がいがある子どもとその家族が地域において一体的な支援が受けられるよう、網走市障がい者自立支援協議会に設置した「こども支援会議」や乳幼児健診・相談後のカンファレンス、障がい児関係者会議等各種の支援会議を通じ、関係機関が情報を共有し、適切な対応、保護者へのフォローアップが行える連携体制を整備します。
- 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、「個別支援ファイル（注³³）」について、本計画期間内での導入をめざし具体的な検討を行います。
- 「個別支援ファイル」の形式等については、先進事例を参考に網走市障がい者自立支援協議会こども支援部会や関係機関等において検討を行い、障がい児相談支援計画や事業所等で作成される個別支援計画、学校等で作成される個別の教育支援計画と一体的に活用することで、様々な関係機関が連動した支援を行える体制を構築します。

注³² 「ペアレントメンター」とは、平成22年度より厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」に組み込まれた事業のひとつ。「ペアレント」とは親、「メンター」とは「信頼のおける相談相手」という意味。資格ではないが、ペアレントメンターは発達障がいのある子を持つ親の立場で、発達障がいの診断を受けたばかりの子ども親や、様々な子育ての疑問を持つ親に対し、共感的に悩みを聞いたり、地域の情報提供を行ったりしながら寄り添い・支えていく『同じ立場の親による支援』として活躍が期待されている人材。

注³³ 障がいや発達上の課題等により支援が必要な方のための書込式情報ファイル。関係機関による一貫した支援を実現するために使用される等の効果が期待できる。

5-2 保育と教育の充実と関係機関の連携

支援が必要な子どもが、将来、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの「生きる力」の基礎を育み、最大限に伸ばすことを目指す保育と教育の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化します。また、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるようインクルーシブ教育の推進をめざします。

【個別施策の展開】

（1）保育所、幼稚園の障がい児保育の充実

- 保護者との連携を一層強めながら、障がいの程度に関わらず保育所や幼稚園、認定こども園で集団保育が受けられるよう、園、子育て世代包括支援センター（ユカリエ）、子育て支援センターと連携した支援体制の構築等に努めます。
- 支援を必要とする子どもにとって適切な保育環境を提供するため、「巡回相談支援」を活用する等、保育士や教職員の技術研修を継続するとともに、個々に対し適切な指導を行えるよう網走市こども発達支援センターにおいて「保育所等訪問支援」の実施を検討します。
- 国の「保育所保育指針」に基づき、子どもに障がいや発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携を図りつつ、園児それぞれに応じた個別の支援の実施に努めるとともに、家庭における正しい支援と理解により、子どもの育ちを保障するための取り組みを行います。
- 市内の児童通所支援事業所等が開催する、保護者や児童・生徒を対象とする研修会等への補助を継続します。
- 昼間、保護者がいない児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブで障がいがある児童の受入れ体制を整備します。

（2）学校教育の充実

- 障がいの重度・重複化、多様化に対応し、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな教育を実践できるよう、特別支援学級の設置や特別支援教育コーディネーター（注³⁴）、支援員の配置を継続するとともに、教職員の継続的な技術研修と適正配置の継続など指導体制の充実を図ります。

注³⁴ 特別支援教育コーディネーターは、児童生徒への適切な支援のために校内外の関係機関・関係者間との連携協力を図る役割を担う。研修を受けた教職員がその役割を担う場合が多い。

- 道の特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業（注³⁵）を活用することで、各校と北海道網走養護学校との連携を一層強化し市内全校の特別支援教育の継続的な質の向上を図ります。
- 障がいの有無に関わらず、児童生徒同士が学習活動や交流活動を通じて、互いの理解を深め、すべての子どもが共に成長し学びあうことができるインクルーシブ教育に向け取り組みます。
- 児童生徒の状況や保護者の意向に応じて、教育支援委員会による進路相談や教育相談を実施するとともに、進路に関する正しい理解が得られるよう市内の特別支援学級を対象にした「進路講習会」を実施します。
- 特別支援学校（養護学校）高等部卒業予定者の進路指導に関しては、適宜情報を共有し、適切なサービスや就労につながるよう連携を強化します。
- 放課後等デイサービス提供事業所と学校及び相談支援事業所等との日常的な連携を強化し、サービス利用の有無に関わらず、支援が必要な児童・生徒及びその保護者に対する助言や支援の充実を図ります。

5-3 医療を必要とする在宅重度障がい児（者）への支援

医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援のもと、充実した地域生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携し、その体制の強化を図るとともに、家族に対して、必要な支援の提供に努めます。

【個別施策の展開】

（1）支援体制の充実

- 常時介護を必要とする障がいがある子どもが充実した地域生活を送ることができるよう、体調の変化等に対応できる支援体制の充実を図るとともに、本人やその家族のニーズを把握し、必要とされる支援の提供を行います。

注³⁵ 特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業は、幼稚園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じて特別支援学校の教員を派遣し、担当する教員などに対し、学習指導の進め方や個別の指導計画の作成などについて継続した支援を行う道の事業。

- 医療的ケア（注³⁶）が必要な障がいがある子どもの障がい児通所支援等のサービス利用を促進するため、事業所における看護師配置等について関係者との協議を行うとともに、看護師等を確保できない事業所での受け入れのために、「網走市医療的ケア支援事業」を継続します。
- 医療的ケア児者の特徴を踏まえ、個々の発達段階に応じた支援をプランニングする「医療的ケア児等コーディネーター」の養成研修会受講について、基幹相談支援センター及び市関係部署において検討します。
- 医療的ケアを必要とする重度の障がいがある子どもへの支援は個別にニーズが異なるため、必要の都度、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置し、その連携により支援体制の確保・充実を図ります。
- 本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、必要な医療や福祉等に関する情報提供の強化を図るなど、支援体制の充実に努めます。また、家族同士が交流できる場について、ニーズ調査を実施した上で「オホーツク守る会」等と連携し、設置を検討します。
- 障がい福祉サービス事業所等で喀痰吸引等の業務を行う介護職員養成について、研修情報の発信等により、その配置促進を図ります。

注³⁶ 医療的ケアとは、一般的に、「病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為」と、されている。

第3部 障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)

第1章 計画の基本事項

第1項 計画の指針

- 『第7期障がい福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項及び第2項の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すものです。
- 加えて、本計画においては、児童福祉法第33条の20に定められた「第3期障がい児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供に関する事項についても示すこととします。
- 計画にかかる国の基本指針では、「障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる（※：下記参照）点に配慮して計画を策定する」としています。
- 本市は、国の基本指針及び第6期計画の実施状況、加えて地域におけるニーズ等を踏まえ、今後3年間のサービス量の見込み等について本計画を策定します。

※国の基本指針において示された「計画策定にあたって配慮すべき点」

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援（第6期から修正なし）

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等（第6期比較：下線部追記）

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。並びに、各地方公

共同体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえること。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備（第6期比較：下線部追記・修正）

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

4 地域共生社会の実現に向けた取組（第6期比較：下線部追記・修正）

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (1) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (2) (1)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (3) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障害児の健やかな育成のための発達支援（第6期から修正なし）

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6 障害福祉人材の確保・定着（第6期比較：下線部追記・修正）

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボット導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

7 障害者の社会参加を支える取組（第6期比較：下線部追記）

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発

揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る。

第2項 令和8年度の目標

- 国の基本指針及び市及び圏域の社会資源等の現状に則して、本計画において、7つの目標を設定します。

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 第6期計画期間（令和3～令和5年度）においては、地域生活移行者数の目標は未達成ですが、介護保険サービス移行等により、令和6年3月末現在の入所支援利用者数は目標人数を下回る見込みです。このため、第7期において新たに目標を設定することとします。
- 第7期計画期間（令和6～8年度）において国は、「施設入所者の6%以上の地域生活への移行」と「施設入所者の5%以上削減」を目標に定めています。本計画においては、この国の指針に基づいた目標設定とします。

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度入所者数（A）	68 人	
令和5年度入所者数（見込）（B）	61 人	施設入所からGH・CHなどへ移行する人数（移行率）※1
【目標値①】地域生活移行者数（C）	4 人 (A×6.0%)	施設入所からGH・CHなどへ移行する人数（移行率）※1
令和8年度末時点の入所者数（D=B-C）	57 人	令和9年3月31日時点
【※国の目標値】入所支援利用者の削減見込	3 人 (A×5.0%)	減少見込み数（減少率）※2
計画期間内の新規入所者数	2 人	
令和8年度末時点の入所者数（市目標値）	59 人	令和9年3月31日時点

※1 （国の考え方）令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。

※2 （国の考え方）令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減する。

目標2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- 国は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者（精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）に関する目標値を設定する」としています。
- この「目標値」は都道府県が設定することとなるため、市において具体的な数値目標は設定しません。
- また、国の指針において設置が求められている「保健、医療、福祉関係者による協議の場」について、当圏域においては既に「北圏域地域生活移行支援協議会」において、保健、医療、福祉関係者により地域生活移行等の具体的な協議が行われていることから、網走市単独での設置は行わず、既存の「北圏域地域生活移行支援協議会」において具体的な協議を行うとともに、近隣自治体、医療機関、網走保健所等と連携し「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組むこととします。

目標3 地域生活支援の充実

- 国は、「地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村において整備するとともに、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする」ことを目標に定めています。
 - 併せて、国は「強度行動障がいを持つ者の支援体制の整備については、令和8年度末までに支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を進めることを基本とする」としています。
 - この指針を踏まえ、第7期計画期間（令和6年度～8年度）においては、次のとおり目標を設定します。
- （1）障がいがある方の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点」を令和6年度に整備します。この際、必要なサービスについては、既存の地域資源を活用することとし、その総合相談窓口を「基幹相談支援センター」とします。
- （2）強度行動障がいを持つ方の支援体制の整備については、喫緊の課題として認識しています。今後も、基幹相談支援センターや相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関との連携により、強度行動障がいを持つ方を含む障がいのある方やその家族のニーズに基づく支援体制の充実を図ることとします。

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

- 国は「福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める」としています。
- 併せて、国は「事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする」としています。
- 第7期計画期間（令和6年度～8年度）においては、「障がい者就労実態基礎調査」の実施により障がいがある方の課題を明確化し、その課題解消に向けた施策を実施することとし、国の指針に基づいた目標を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
令和3年度の福祉施設（※1）から一般就労への移行者数	3人	※2（就労移行支援から3人／就労継続支援A型から0人／同B型から0人）
【目標値】 令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数	5人	令和3年度移行者3名＋2名 （国の目標は1.28倍以上） （就労移行支援から4人／就労継続支援A型から1人）
【目標値】 令和8年度における就労移行支援から一般就労への移行者数	4人	8年度就労移行支援利用者数8名 （国の目標は就労移行支援から一般就労へ移行する者の5割＝4名） （市内就労移行支援事業所数1事業所）

（参考）国の考え方等

- ※1 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）をいう。
- ※2 就労移行支援事業所から一般就労に移行した者の数

目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 国は、「重層的な地域支援体制の構築を目指すため児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」及び「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」並びに「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネート者の配置」について目標を定めています。
- この指針に基づき、第7期計画期間（令和6年度～8年度）においては、次のとおり目標を設定します。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すため児童発達支援センターの設置については、本計画期間内において調査・研究を行うこととし、網走市こども発達支援センター（ふわり）を障がいがある子の健全な発達において中核的な役割を担う機関に位置づけ、専門的支援の充実を図ることとします。
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制については、本計画期間内において、網走市こども発達支援センターにおいて「保育所等訪問支援」の実施を検討します。
- (3) 重症心身障害児を支援する事業所確保については、喫緊の課題として認識しております。今後も関係事業所と協議のうえ、支援体制の確保・充実を図るとともに、事業所における看護師配置等について関係者との協議を行うこととします。
- (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、医療的ケアを必要とする重度の障がいがある子どもへの支援は個別にニーズが異なるため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場については、『必要の都度』設置することとし、その連携により支援体制の確保・充実を図ります。また、「医療的ケア児等コーディネーター」については、すでに一部の市内事業所において配置しておりますが、「基幹相談支援センター」及び市の関係部署において、拡充を図るための養成研修会受講について検討することとします。

目標 6 相談支援体制の充実・強化等

- 国は、「令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九（下記参照）の表各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする」としています。
- 基幹相談支援センターについては、大空町、斜里町、小清水町、清里町と合同で令和3年度に設置しています。
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所への相談、助言等を行うとともに、「基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業所）」「一般的な相談支援（委託相談支援事業所）」「専門的な相談支援（基幹相談支援センター）」による重層的な相談支援体制を構築します。
- 各相談機関等で発覚した地域課題等を、「網走市障がい者自立支援協議会」に集積し、「地域課題解決ワーキンググループ」において課題解決のための施策について検討することとします。

※別表第一の九

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 国は、「令和8年度末までに、別表第一の十（下記参照）の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする」としています。
- 本計画には、具体的な数値目標の設定を行わないことといたしますが、各種研修には、必要に応じ参加するとともに、人材養成への支援やサービスの審査結果の分析、北海道が実施する事業所等に対する指導監査結果の共有などを通じて、地域生活を支える支援体制とサービスの充実を図ることとします。

※別表第一の十

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

第3項 円滑な実施のための方策

（1）基盤整備と人材の確保

- 障がい福祉サービスの見込み量に対して、円滑なサービスを実施するために、道やオホーツク管内自治体と連携し、利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障がい福祉サービスの基盤整備（サービス事業者の確保）に努めるとともに、サービスの担い手となる人材確保について必要な施策を推進します。

（2）情報提供の充実

- 障がいがある人の不安をなくし、必要なサービスを適切に利用できるよう、市ホームページの充実や基幹相談支援センターをはじめ、各種相談機関等との連携強化を含め、あらゆる機会を活用し、分かりやすく、きめ細かな情報提供に努めます。

（3）透明性の高い認定事業の実施

- 利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がいがある人のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

（4）相談支援体制の充実

- 北海道が行う広域的・専門的な相談支援と連携するとともに、基幹相談支援センターを広域で運営し、市において重層的な相談支援体制を構築するとともに、サービス利用に関する計画相談支援の確実な実施と支援内容の充実のために体制整備を推進します。

（5）障がいがある方の地域移行の促進

- 施設入所者や精神科病院の長期入院者等の意向を把握し、居住の場や日中活動の場など地域の受け皿を確保するとともに、必要な支援を行い、地域生活への移行を促進します。また、国が進める「グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援」について、関係事業所等と協議し、その充実を図ります。

（6）質の高いサービスの確保

- 市とサービス事業者、またはサービス事業者間での情報交換などを適宜実施し、サービスの質の向上を支援します。

（7）網走市障がい者自立支援協議会の適切な運営

- 網走市障がい者自立支援協議会における部会体制の更なる強化を図り、障がいがある人や家族のニーズ（意向・要望）などの把握に努め、関係機関の連携強化や特定課題について、集中的に調整できる機能の強化を進めます。

第2章 障がい福祉サービス

【第7期計画期間（第3期障がい児福祉計画期間）のサービス量の見込み等の策定に関する基本的な考え】

- 国の策定指針及び第6期計画の実施状況、加えて地域におけるニーズ等を踏まえ今後3年間のサービス量の見込み等について本計画を定めることとします。

（障がい福祉サービスの概要）

- 障害者総合支援法で定められた障がい福祉サービスは次の6つに分類されています。このサービスは、障害者総合支援法に基づく指定サービス事業者により提供されます。

【障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの分類】

①訪問系サービス	②日中活動系サービス	③居住系サービス
【介護給付】 居宅介護・行動援護 重度訪問介護・ 重度障害者等包括支援・ 同行援護 自立生活援助	【介護給付】 生活介護・短期入所・ 療養介護	【介護給付】 施設入所支援
	【訓練給付】 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A・B） 就労定着支援 就労選択支援	【訓練給付】 共同生活援助 （グループホーム）
④相談支援	⑤その他サービス	⑥地域生活支援事業
計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	補装具費 自立支援医療 等	移動支援 地域活動支援センター 日常生活用具 等

（下線は、令和7年10月から新設されるサービス）

- 児童福祉法で定められたサービスは次の2つに分類されています。このサービスは、児童福祉法に基づく指定サービス事業者により提供されます。

【児童福祉法に基づくサービスの分類】

①通所サービス	②相談支援
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	障害児相談支援

第1項 訪問系サービス

居宅介護	ヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいなどで移動に困難を有する障がい者などに対し、移動時及びそれに伴う外出先の援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
自立生活援助	施設を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して助言を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間	1,205	1,205	1,205	1,125	1,125	1,125
		1,212	1,073	953			
	人	110	110	110	112	112	112
		115	116	106			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

※単位は1か月あたりの平均利用時間、実利用人数

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間	196	196	196	306	306	306
		221	233	294			
	人	4	4	4	6	6	6
		4	5	6			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

※単位は1か月あたりの平均利用時間、実利用人数

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	4	3	4	3	3	4
		1	0	0			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

※単位は1か月あたりの実利用人数

第2項 日中活動系サービス

(1) 生活介護

- 生活介護は、常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	2,520 2,358	2,560 2,242	2,600 2,222	2,220	2,180	2,140
	人	126 120	128 116	130 113	111	109	107

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】 ※単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数

(2) 自立訓練

- 自立訓練は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0 0	0 0	0 0	0	0	0
	人	0 0	0 0	0 0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	46 27	46 22	46 0	23	23	23
	人	2 2	2 1	2 0	1	1	1
自立訓練（宿泊訓練）	人日分	31 33	31 28	31 0	31	31	31
	人	1 2	1 1	1 0	1	1	1

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】 ※単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数

(3) 就労選択支援

- 就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日分	— —	— —	— —	—	42	42
	人	— —	— —	— —	—	3	3

※単位は1か月あたりの実利用人数 ※令和7年10月から新設されるサービス

(4) 就労移行支援

- 就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日分	90 78	108 67	126 80	102	119	136
	人	5 5	6 4	7 5	6	7	8

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】 ※単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数

(5) 就労継続支援

- 就労継続支援（A型、B型）は、一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- A型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）、B型は雇用契約がないサービス（従来の授産施設や作業所など）となります。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日分	544 554	561 576	578 568	576	594	612
	人	32 31	33 31	34 31	32	33	34
就労継続支援（B型）	人日分	1,326 1,348	1,343 1,347	1,360 1,454	1,479	1,496	1,513
	人	78 80	79 82	80 86	87	88	89

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】 ※単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数

(6) 就労定着支援

- 就労定着支援は、一般就労へ移行した人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	5	6	7	5	6	7
		5	4	3			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

※単位は1か月あたりの実利用人数

(7) 短期入所

- 短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 （ショートステイ）	人日分	63 (21)	63 (21)	63 (21)	56 (7)	56 (7)	56 (7)
		67 (0)	41 (0)	49 (4)			
	人	10 (3)	10 (3)	10 (3)	8 (1)	8 (1)	8 (1)
		7 (0)	7 (0)	8 (2)			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】 ※単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数

※【第6期実績及び第7期見込み中 () 内は医療型で内数】

(8) 療養介護

- 療養介護は、医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	12	12	12	11	11	11
		13	12	12			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

※単位は1か月あたりの実利用人数

第3項 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

- グループホームにおいて、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴や排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行うものです。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（GH）	人	99	100	101	99	100	101
		96	95	99			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

※単位は1か月あたりの実利用人数

(2) 施設入所支援

- 施設に入所する障がいがある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
- 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいがある方の日常生活を一体的に支援します。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	72	71	70	61	60	59
		71	68	63			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

※単位は1か月あたりの実利用人数

第4項 相談支援、その他のサービス

(1) 相談支援

計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後にサービスの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者などを対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因した緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	136	139	143	131	134	138
		112	112	127			
地域移行支援	人	2	2	2	2	2	2
		0	0	0			
地域定着支援	人	2	2	2	2	2	2
		0	0	0			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】※単位は年間の実利用人数

(2) その他サービス

補装具費給付	身体機能を補うのに必要な、義肢や装具、車いすなどを購入・修理・貸与する際にかかる費用を給付するサービスです。「貸与」は、成長にともなって短期間での交換が必要となる場合や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、購入よりも適切と考えられる場合に可能となります。（歩行器、座位保持装置等）
自立支援医療費給付	身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療(育成医療)、身体障がいがある方の自立と社会参加と更生のために必要な医療(更生医療)、精神障がいの適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療(精神障がい者通院医療)にかかる費用の一部を給付するサービスです。

＜サービス利用の見込み＞

- 補装具費給付と自立支援医療費給付は、利用者からの申請を受けて給付しています。今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。

第5項 児童福祉法に基づくサービス等

(1) 児童通所支援

児童発達支援	障がいまたは発達の凸凹が見られる就学前の児童に対する、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	在学中で支援が必要な児童等に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、対象児童や保育所などのスタッフに対し、対象児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	376 337	376 323	376 302	372	372	372
	人	94 91	94 98	94 80	93	93	93
医療型児童発達支援	人日分	0 0	0 0	0 0	0	0	0
	人	0 0	0 0	0 0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0 0	0 0	5 0	0	0	5
	人	0 0	0 0	1 0	0	0	1
放課後等デイサービス	人日分	858 604	858 629	858 739	763	763	763
	人	78 67	78 72	78 80	85	85	85
保育所等訪問支援	人日分	0 0	0 0	10 0	0	0	10
	人	0 0	0 0	5 0	0	0	5

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】 ※単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数

(2) 障がい児相談支援

- 支援を必要とする児童生徒が通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

＜サービス利用の見込み＞

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	80	80	80	100	100	100
		59	69	100			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】 ※単位は年間の実利用人数

(3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制確保

- 医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるために、保健・医療・福祉・教育等による協議の場を設置するとともに、支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。

＜体制確保の見込み＞

サービス	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の設置	有無	有	有	有
コーディネーターの配置	人	1	1	2

第3章 地域生活支援事業

（地域生活支援事業の目的と概要）

- 地域生活支援事業は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障がい者及び同条第2項に規定する障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- この事業は、必須事業（全国の市町村で実施する事業）と任意事業（市独自に実施する事業）に分類されています。

【障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業】

必須事業 （全国の市町村で実施する事業）	（１）相談支援事業 （２）成年後見制度利用支援事業 （３）成年後見制度法人後見支援事業 （４）意志疎通支援事業 （５）日常生活用具給付等事業 （６）手話奉仕員養成研修事業 （７）移動支援事業 （８）地域活動支援センター事業 （９）理解促進研修・啓発事業 （１０）自発的活動支援事業
任意事業 （市独自に実施する事業）	（１）日中一時支援事業 （２）訪問入浴サービス事業

第1項 必須事業

（1）相談支援事業

①相談支援事業	障がいがある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う。また、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に努める。
②基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	保証人がいないなどの理由で賃貸住宅への入居が困難な方に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行う。

- 相談支援事業は、網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町の1市4町により「基幹相談支援センター」を運営します。
- 「指定特定相談支援事業所」「委託相談支援事業所」「基幹相談支援センター」による重層的な相談支援体制を構築します。
- 住宅入居等支援事業は実施しませんが、市の事業で引き続き対応します。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①相談支援事業	か所	1 1	1 1	1 1	1	1	1
（基幹相談支援センター）	有無	有 有	有 有	有 有	有（1）	有（1）	有（1）
②基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有 有	有 有	有 有	有	有	有
③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	無 無	無 無	無 無	無	無	無

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

（2）成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部、または一部を助成します。
- 現時点での利用者は報酬助成の1名と市長申立費用負担の1名ですが、今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			
実利用人数（年）	人	3	4	5	2	3	4
		1	2	2			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

（3）成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備する事業です。
- 現時点で法人後見を担う法人の予定がないことから事業実施は行いませんが、「網走市生活サポートセンター」を中心に、相談・支援体制の強化を図ります。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有無	無	無	無	無	無	無
		無	無	無			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

（4）意志疎通支援事業

- 聴覚、言語機能、音声機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者を派遣する体制を整えています。
- 北海道ろうあ連盟への委託により「遠隔手話サービス」を実施し、市役所開庁時には、いつでもインターネットを介して手話通訳を行える体制を整えています。
- 引き続き、手話を言語とする聴覚に障がいがある方にサービスの周知を図りながら、網走市手話言語条例に基づき、「手話で話せる」環境の整備を図ります。
- また、令和5年4月からは、中途失聴者や難聴者など、手話を言語として使用せず、かつ、音声言語での意思疎通が困難な方々への支援として、要約筆記通訳者を派遣する体制を整えています。

		第 6 期実績			第 7 期見込み		
事業	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
意志疎通支援事業							
要約筆記者派遣事業	有無	有	有	有	有	有	有
		無	無	有			
手話通訳者派遣事業	有無	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			
	利用人数	7	7	7	5	5	5
		5	5	5			
	派遣件数	75	75	75	48	48	48
		48	44	46			
手話通訳者設置事業	有無	無	無	無	無	無	無
		無	無	無			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】【令和5年度は11月末現在の実績に基づき推計した見込】

(5) 日常生活用具給付等事業

- 重度障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、補装具以外の日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。また、住宅改修費を給付します。
- 今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	2	4	4	4
		6	3	4			
自立生活支援用具	件数	14	14	14	10	10	10
		12	9	11			
在宅療養等支援用具	件数	7	7	7	15	15	15
		20	12	13			
情報・意志疎通支援用具	件数	3	3	3	4	4	4
		6	3	3			
排せつ管理支援用具	件数	1,377	1,453	1,533	1,291	1,326	1,362
		1,077	1,224	1,257			
住宅改修費	件数	1	1	1	1	1	1
		2	0	1			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】【令和5年度は11月末現在の実績に基づき推計した見込】

(6) 手話奉仕員養成事業

- 手話で日常会話を行うことに必要な手話表現技術を習得のための研修を実施します。
- これまで実施してきた講習会の継続や研修への参加助成を行うことにより、手話通訳者の増員に努めます。
- また、市が実施する「市民手話講習会」のさらなる周知を行い、受講者の拡大を図ります。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			
手話通訳者新規登録見込者数 (年)	人	3	1	1	1	1	1
		3	0	0			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

(7) 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動に必要な支援を行う事業です。
- 今後も利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数（年）	人	148	148	148	152	152	152
		153	152	151			
延べ時間数（年）	時間	15,890	15,890	15,890	14,030	14,030	14,030
		14,035	13,843	14,213			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】【令和5年度は11月末現在の実績に基づき推計した見込】

(8) 地域活動支援センター事業

- 地域活動支援センターは、障がいがある方に対する創作活動や生産活動の場を提供する事業です。
- 今後も利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施・見込みか所数	か所	4	4	4	4	4	4
		4	4	4			
実利用人数（1日平均）	人	54	54	54	55	55	55
		56	54	55			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】【令和5年度は11月末現在の実績に基づき推計した見込】

（9）理解促進研修・啓発事業

- 障がいがある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいへの理解を深めるため研修・啓発を通じて市民への働きかけを行います。
- 事業の内容については、これまで、市内で音楽活動を行う障がい当事者団体や支援者団体が行うコンサートや「網走市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解促進に関する事業などを実施してきました。
- 今後においても、事業内容について、網走市障がい者自立支援協議会や障がい当事者団体などと協議し、効果的な事業実施に努めます。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

（10）自発的活動支援事業

- 障がいがある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいがある方等、その家族、市民による地域における自発的な取り組みを支援します。
- 事業の内容については、福祉の店「さんぽ」の運営補助を行っていますが、この補助を継続するとともに、その他の事業については、今後、網走市障がい者自立支援協議会において協議し、効果的な事業実施に努めます。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

第2項 任意事業

(1) 日中一時支援事業

- 障がいがある方の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族に対し、一時的な休息を提供する事業です。
- 今後も利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施・見込みか所数	か所	5	5	5	5	5	5
		5	5	5			
実利用人数（月）	人	46	46	46	40	40	40
		37	45	39			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】【令和5年度は11月末現在の実績に基づき推計した見込】

(2) 訪問入浴サービス事業

- 自力での入浴が困難である在宅の障がいがある方に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

事業	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	か所	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			
実利用人数（年）	人	5	5	5	4	4	4
		5	5	4			

※【第6期実績中 上段：計画、下段：実績】

第4部 参考資料

網走市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
山 内 克 美	相談支援事業所りらいふ	
永 森 鉄 之	斜網地域障がい者基幹相談支援センター めいと	
菅 原 弘 規	障害者支援施設サンライズ・ヨピト	
鶴 田 淳	特定非営利活動法人ふれ愛	
荒 尾 良 美	網走市社会福祉協議会	
渡 辺 忠 照	特定非営利活動法人海の貝	
宇 野 雅 史	特定非営利活動法人ニポグリラ	
小 瀬 敏 幸	特定非営利活動法人夢の樹オホーツク	副委員長
宮 田 美 光	就労継続支援 B 型事業所 TRY CATS	
菊 池 海	特定非営利活動法人 オホーツクスポーツクラブ	
杉 村 孝 志	特定非営利活動法人 あくあ	
大 嶋 美恵子	特定非営利活動法人 あばしりスポーツクラブ	
玉 井 綾 子	オホーツク総合振興局保健環境部 保健行政室	
大 泉 真 哉	網走養護学校	委員長
小路谷 勝 巳	網走市小中学校校長会	
賀 来 忠 寛	網走公共職業安定所	
笈 田 壽 一	網走商工会議所	
田 辺 裕 介	日本体育大学附属高等支援学校	
井 上 義 則	網走市身体障害者福祉協会	
森 井 良 明	北見ろうあ福祉協会網走班	
片 谷 智 和	特定非営利活動法人 網走市手をつなぐ育成会	
木 曾 ゆ み	網走市ことばを育てる親の会	
中 田 やス子	網走手話の会	
佐々木 玲 子	北海道民生委員児童委員連盟 網走市支部	

網走市
障がい者福祉計画（ハートプランⅧ）
並びに、障がい福祉計画
〔 障害者基本法に基づく第7次障がい者福祉計画 〕
〔 障害者総合支援法に基づく第7期障がい福祉計画 〕
児童福祉法に基づく第3期障がい児福祉計画

＜ 発 行 年 月 ＞ 令和6（2024）年3月
＜ 編 集 ・ 発 行 ＞ 網走市 社会福祉課
〒093-8555
北海道網走市南6条東4丁目
電話：0152-44-6111 FAX：0152-45-0111